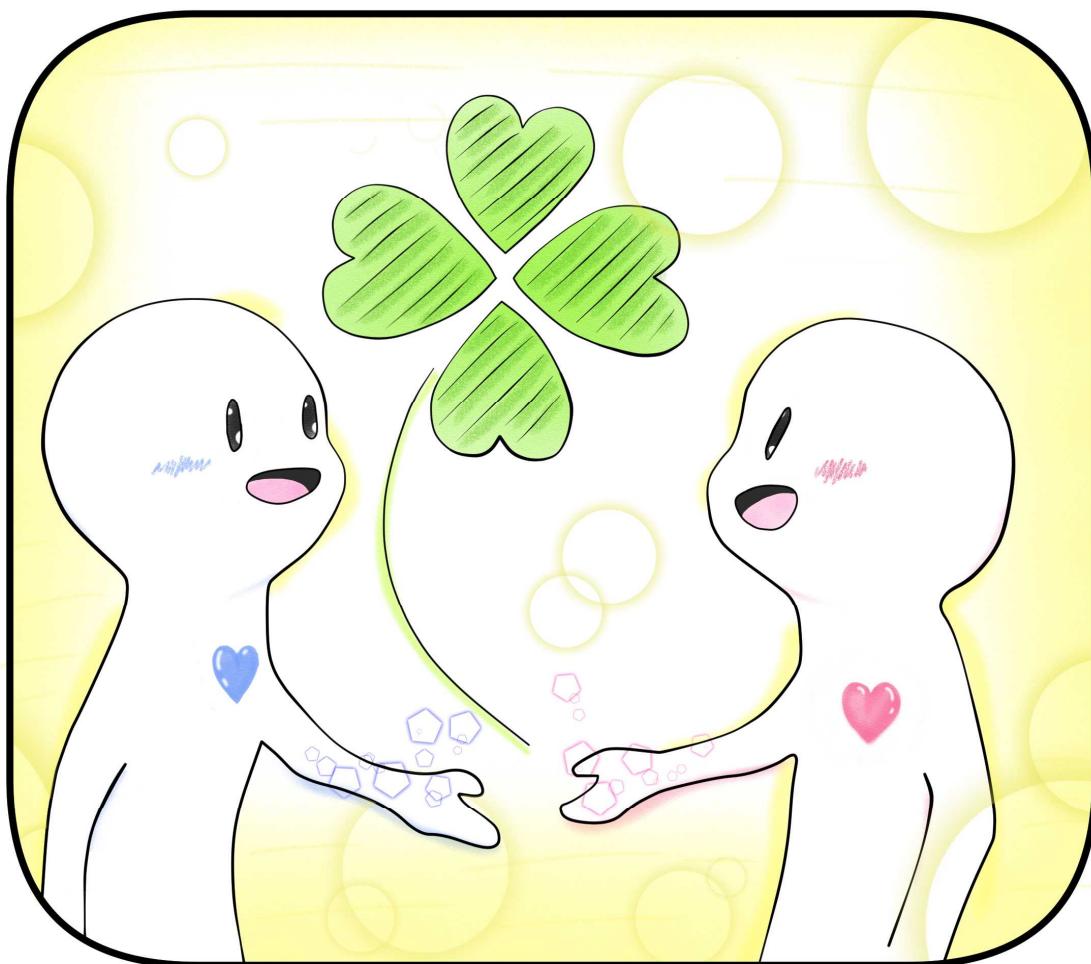


# 琴浦町人権施策基本方針

令和5年度～令和9年度



令和2年度琴浦町人権啓発デザイン最優秀賞作品

令和4年3月  
(令和5年12月改訂)  
琴浦町

## はじめに

人権は、誰もが生まれながらに持っている、人が人として尊重され、自由で幸福に生活していくために欠かすことのできない大切な権利で、日本国憲法にも基本的人権として定められ保障されているものです。

しかし現実には、いじめや児童虐待等の子どもの人権問題、インターネット上での人権侵害、障がいのある人や外国にルーツがある人、性的マイノリティ、病気にかかる人等に対する不当な偏見や差別、部落問題などさまざまな人権問題が依然として存在しています。

さまざまな人権課題について、私たち一人ひとりが日ごろから関心と理解を深め、誰かのことではなく自分のこととして考え方行動することが、偏見や差別をなくし、お互いの人権が尊重される社会づくりにつながります。

本町では、町民一人ひとりの参加による差別のない住みよいまちづくりの実現に向け「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」を施行し、国が掲げる17項目の人権分野を基本に取り組みを推進しています。

そしてこのたび、「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」の理念や本町の人権に関する諸施策の基本的な方向を具体化するため、「琴浦町人権施策基本方針」を改訂いたしました。

行政・企業・町民の協働による取り組みを積極的に推進し、あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を広げ、人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らせる住みよい琴浦町の実現に向け取り組んで参りますので、みなさまの一層のご理解とご協力を願いいたします。

最後に、策定にあたり、活発な討議でご審議いただき、貴重なご意見、ご提言をいただきました、琴浦町人権尊重の社会づくり審議会委員のみなさまをはじめ、パブリックコメントをとおして多くのご意見をお寄せいただきました町民のみなさまに心から感謝申し上げます。

令和5（2023）年12月  
琴浦町長 福本 まり子



人権施策基本方針答申  
令和5（2023）年12月13日 町長室

# 〈目次〉

## 第1章 基本的な考え方

1 人権をめぐる社会の動き	1
2 人権施策基本方針の位置づけ	3
3 人権尊重の基本理念	3
4 計画期間・推進体制	3
5 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性	4
◆ 琴浦町人権施策基本方針体系図	5

## 第2章 人権施策の推進方針

1 協働による人権尊重のまちづくり	7
2 人権・同和教育、啓発の推進	7
3 推進体制の確立・調査の実施	10
4 相談支援の充実	10
5 差別事象への対応	11
6 ユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進	11
◆ 町がめざす多機関と連携した相談支援体制体系図	12

## 第3章 分野別施策の推進

1 男女共同参画に関する人権	13
2 子どもの人権	20
3 高齢者の人権	24
4 障がいのある人の人権	27
5 部落問題	30
6 アイヌ民族の人権	34
7 外国にルーツがある人の人権	35
8 病気にかかわる人の人権	38
9 刑を終えて出所した人の人権	40
10 犯罪被害者等の人権	41
11 インターネットにおける人権	42
12 北朝鮮当局による拉致問題等	44
13 生活困窮者の人権	45
14 性的マイノリティの人権	46
15 災害等に起因する人権	48
16 個人情報の保護	50
17 その他の人権課題、新たな人権問題	51

## 第4章 具体的な取り組み（実施計画）

1 人権施策の推進方針 一共通事項一	52
2 分野別施策の推進 一個別の人権課題一	56

## 資料編

・琴浦町人権尊重の社会づくり条例	71
・琴浦町人権尊重の社会づくり審議会規則	74
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	76
・琴浦町人権施策基本方針改訂までの経過	78

## 第1章 基本的な考え方

### 1 人権をめぐる社会の動き

#### (1) 国際的な取り組み

昭和 23 (1948) 年、第 3 回国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。同宣言は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」とことを謳い、その後に発展する国際人権保障制度の土台を築きました。その後、昭和 40 (1965) 年「人種差別撤廃条約」や昭和 54 (1979) 年「女子差別撤廃条約」、平成元 (1989) 年に「子どもの権利条約」などが採択されてきました。

また、平成 7 (1995) 年から平成 16 (2004) 年までの「人権教育のための国連 10 年」では、「21 世紀は人権の世紀」を合言葉に、世界各国・地域で積極的に人権教育が進められました。

さらに、平成 27 (2015) 年には、すべての人々の人権が尊重される平和で公正な世界などをめざす「持続可能な開発目標 (SDGs)」が記載された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「地球上の誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた取り組みが進められています。

#### (2) 国内の取り組み

昭和 21 (1946) 年に公布された「日本国憲法」は、第 14 条に「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定め、すべての人々の基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障しています。このような理念から、我が国はあらゆる差別の解消をめざす国際社会の一員として、人権に関する多くの条約に批准して問題の解決に取り組んでいます。

特に、我が国固有の人権問題である部落問題については、昭和 44 (1969) 年 7 月同和対策事業特別措置法が制定され、部落問題の解消は国の責務であり、国民的課題と位置づけられ、生活環境の改善、社会福祉の増進、職業の安定、教育の充実（進路保障）等を図るためにさまざまな施策が取り組まれてきました。特別措置法は平成 13 (2001) 年度末で失効しましたが、今なお、結婚差別や就職等における不利な扱い、部落問題に関する差別的な落書き、インターネット上における差別書き込み等、さまざまな差別事象が発生しています。

人権教育・啓発については、「人権教育のための国連 10 年」を受け、平成 9 (1997) 年に「人権教育のための国連 10 年国内行動計画」が策定されました。また、「人権擁護施策推進法」平成 9 (1997) 年の施行、「人権擁護推進審議会」の答申等を受けて、平成 12 (2000) 年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」は人権教育・啓発の推進に国、地方公共団体及び国民の果たす役割、責務を明らかにするもので、これを受け、国は平成 14 (2002) 年に「人権教育・啓発に関する基本計画（平成 23 年一部変更）」を策定し、人権尊重の理念のもと、人権教育・啓発の取り組みを推進してきました。

しかし、社会情勢の変化に伴い、ヘイトスピーチやいじめ、ハラスメント、インターネットを介した人権侵害等、新たな人権課題も生じてきています。こうしたことを背景に、平成 28 (2016) 年には差別解消三法「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦

外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が相次いで施行されました。さらに、平成 31（2019）年 4 月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」が、令和元（2019）年 5 月には「改正労働施策総合推進法（ハラスメント防止法）」が公布され、令和 5（2023）年 6 月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティ<sup>\*1</sup>の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」が公布されるなど、国民がお互いの人権と多様性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた法整備が進められています。

#### ※1 ジェンダーアイデンティティ

出生時に割り当てられた性別とは独立した、本人が自分自身の性別をどう認識しているかという心理的な自己認識のこと。

### （3）鳥取県の取り組み

鳥取県では、平成 8（1996）年に制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」においてお互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、平成 9（1997）年に策定した「鳥取県人権施策基本方針」で施策の基本的な方向性を示すとともに、具体的な事業を展開し、「人権先進県づくり」に取り組んできました。そして社会情勢の変化等を踏まえ改訂を重ね、令和 4（2022）年 2 月に第 4 次改訂が行われました。また、令和 3（2021）年には、すべての人権問題に係る差別や誹謗中傷等を防止する取り組みを一層推進するため「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」が改正されました。

鳥取県教育委員会は、これまでの同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づけながら、人権に関わる教育課題を統合的に捉えて推進するため、平成 16（2004）年に「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、令和 5（2023）年に第 3 次改訂を行っています。

### （4）本町の取り組み

本町では平成 16（2004）年、琴浦町誕生と同時にすべての町民に基本的人権を保障し、町民一人ひとりの参加による、差別のない住みよいまちづくりの実現をめざし、「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定しました。

また、平成 17（2005）年にすべての行政分野において総合的かつ計画的に人権施策を推進していくための基本方針を示す「琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、これを具体化するため平成 19（2007）年に「同 実施計画（前期分）」、平成 23（2011）年に「同 実施計画（後期分）」をそれぞれ策定しました。さらに、平成 29（2017）年には第 2 次計画を策定し、人権尊重を町政の基軸とした諸施策を推進してきました。しかし、依然としてさまざまな人権課題が存在しているほか、社会状況などの変化にともない、インターネット上に被差別部落の存在に関わる情報が掲載されており、身元調査等に悪用するなど新たな人権課題が生じてきています。

こうした状況のもと、人権尊重のまちづくりへの取り組みを一層進めるため、これまでの取り組みの成果と課題、新たに顕在化した人権課題、人権関連の法律等の整備状況などを踏まえ、「町の責務」や「町民の役割」並びに「町民と町の協働」などを明記した新たな「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」を令和 3（2021）年に制定しました。

## 2 人権施策基本方針の位置づけ

「琴浦町人権施策基本方針」は、これまでの「琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画」に代わり、本町の人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針を明示するものです。

本町では、あらゆる施策や業務に人権尊重の精神が生かされるよう、個別の人権課題への取り組みや施策の基本的方向を人権施策基本方針に盛り込み、町民と協働して取り組みを推進します。そして、あらゆる差別の根絶をめざすとともに、人権が尊重される社会づくりを進めています。

この人権施策基本方針の制定にあたり、令和元（2019）年度に実施した「第3回 町人権・同和教育に関する意識調査」から見えてきた琴浦町の課題や昨今の社会情勢の変化を踏まえ、庁内の各課と協議・調整を行いました。また、琴浦町人権尊重の社会づくり審議会を開催し、この人権施策基本方針の内容について審議を行うとともに、パブリックコメントを実施し、多くの町民意見の反映に努めました。

## 3 人権尊重の基本理念

人権とは、「人間の尊厳」に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。

誰もが、人間として皆同じ人権を有しており、一人ひとりがかけがえのない存在であるということを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い、多様性を尊重することが必要です。このため、一人ひとりが自分の権利だけではなく、他人の権利についても深く理解し、人権を相互に尊重し合うことが重要です。

本町では、このような社会を実現するために『一人ひとりが尊重され、心豊かにつながりあうまちづくり』を基本理念として人権が尊重される社会づくりを進めます。

この基本理念の下、学校、家庭、地域、企業・職場などさまざまな場面を通じて教育及び啓発の推進を図るとともに、各人権課題について、相談・支援の充実、社会参画の推進、雇用・就労の促進、社会福祉の増進等、さまざまな施策を通して、「誰もが個人として等しく尊重され、多様性を認め合う差別のない社会の実現」「自己の能力が發揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会の実現」「誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現」に向けて取り組みます。

## 4 計画期間・推進体制

### (1) 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度の5年間とし、その後は原則として5年毎に計画の見直しを行います。

### (2) 推進体制

計画の推進にあたっては、「町人権尊重の社会づくり審議会」において、毎年事業の実施状況や進捗状況等について、点検・評価を行い、その結果を以後の施策に反映させていくPDCAサイクルを推進します。そして最終年度には、5年間の取り組みを検証し計画の見直しを行います。

## 5 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた国際社会共通の目標であり、「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、17のゴールとそれらを達成するための169のターゲットを定め、包摂的な社会の実現を目指し、経済・社会・環境などをめぐる幅広い課題に取り組むこととしています。

SDGsがめざしているのは、地球の環境を改善するとともに、人類が暮らしやすい社会をつくることです。そのためには、人権を守ることは欠かすことができません。本町においても本計画に基づく取り組みの推進により、SDGsの達成にも寄与したいと考えています。



【SDGs 17 のゴール 国際連合広報センターWEB サイトより】

### 【SDGsの17のゴール名称】

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう             | 10 人や国の不平等をなくそう      |
| 2 飢餓をゼロに              | 11 住み続けられるまちづくりを     |
| 3 すべての人に健康と福祉を        | 12 つくる責任 つかう責任       |
| 4 質の高い教育をみんなに         | 13 気候変動に具体的な対策を      |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう       | 14 海の豊かさを守ろう         |
| 6 安全な水とトイレを世界中に       | 15 陸の豊かさも守ろう         |
| 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に      |
| 8 働きがいも経済成長も          | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう     |                      |

# 琴浦町人権施策基本方針体系図

## 琴浦町人権尊重の社会づくり条例

### 【基本理念】一人ひとりが尊重され、心豊かにつながりあうまちづくり

誰もが個人として等しく尊重され、多様性を認め合う差別のない社会の実現

自己の能力が発揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会の実現

誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現

### 施策の方向性

#### 第1章 基本的な考え方

- 1 人権をめぐる社会の動き
- 2 人権施策基本方針の位置づけ
- 3 人権尊重の基本理念
- 4 計画期間・推進体制
- 5 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性

#### 第2章 人権施策の推進方針

- 1 協働による人権尊重のまちづくり  
・町の責務、町民の役割、事業者の役割
- 2 人権・同和教育、啓発の推進  
・就学前、学校、家庭、地域、企業等における人権・同和教育、啓発の推進
- 3 推進体制の確立・調査の実施  
・人権の視点に立った行政の推進及び職員の資質向上  
・国、県、関係団体等との連携及び推進体制の充実  
・意識調査等の実施及び活用

#### 4 相談支援の充実

- ・国、県と連携した相談支援体制の充実
- ・地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の整備

#### 5 差別事象への対応

#### 6 ユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進

- ・教育・啓発の推進
- ・ユニバーサルデザインの推進

### 分野別施策の方向性

#### 第3章 分野別施策の推進

- 1 男女共同参画に関する人権
- 2 子どもの人権
- 3 高齢者の人権
- 4 障がいのある人の人権
- 5 部落問題
- 6 アイヌ民族の人権
- 7 外国にルーツがある人の人権
- 8 病気にかかわる人の人権
- 9 刑を終えて出所した人の人権
- 10 犯罪被害者等の人権
- 11 インターネットにおける人権
- 12 北朝鮮当局による拉致問題等
- 13 生活困窮者の人権
- 14 性的マイノリティの人権
- 15 災害等に起因する人権
- 16 個人情報の保護
- 17 その他の人権課題、新たな人権問題

# 各人権課題の推進方針

## 1 男女共同参画に関する人権

- (1) 男女共同参画への理解促進
- (2) 誰もが活躍できる環境づくりの推進
- (3) 誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの推進

## 2 子どもの人権

- (1) 子どもの健全育成の推進
- (2) 発達支援・特別支援教育の充実
- (3) いじめ、不登校等に対する施策
- (4) 児童虐待防止への取り組み
- (5) 子どもの貧困対策
- (6) 子どもの権利・意見の尊重

## 3 高齢者の人権

- (1) 社会参加、自立、生きがいづくり
- (2) 福祉・介護サービスの充実
- (3) 権利擁護体制の充実
- (4) 高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり

## 4 障がいのある人の人権

- (1) 障がいのある人への理解
- (2) 地域生活への支援の充実
- (3) 雇用・就労の支援と社会参加の推進
- (4) 障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり

## 5 部落問題

- (1) 部落問題の正しい理解
- (2) 発達段階に応じた教育・啓発の推進
- (3) 文化センター事業の取り組み
- (4) 差別の解消に向けた取り組み

## 6 アイヌ民族の人権

アイヌの人々に対する理解

## 7 外国にルーツがある人の人権

- (1) 国際理解・交流の推進
- (2) 生活情報提供・相談支援体制の充実
- (3) 社会参画の推進

## 8 病気にかかわる人の人権

- (1) 病気に対する正しい知識の普及啓発
- (2) 病気にかかわる人の人権を守る取り組み
- (3) 認知症関連施策の充実

## 9 刑を終えて出所した人の人権

更生・社会復帰に向けた取り組み

## 10 犯罪被害者等の人権

- (1) 犯罪被害者等への理解の推進
- (2) 犯罪被害者等に対する支援の推進

## 11 インターネットにおける人権

- (1) ネットにおける人権の教育・啓発
- (2) 被害者等への相談支援の推進

## 12 北朝鮮当局による拉致問題等

国・県と連携した広報・啓発の推進

## 13 生活困窮者の人権

- (1) 自立に向けた支援の推進
- (2) 生活困窮者の人権に関する教育・啓発

## 14 性的マイノリティの人権

- (1) 性的マイノリティに関する教育・啓発
- (2) 「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した行政サービスの提供
- (3) 相談支援体制の充実

## 15 災害等に起因する人権

- (1) 要支援者及び被災者への支援体制等の強化
- (2) 適切な情報提供及び教育・啓発

## 16 個人情報の保護

個人情報保護の推進

## 17 その他の人権課題、新たな人権問題

新たな人権課題等に対する取り組みの推進

## 第2章 人権施策の推進方針

### 1 協働による人権尊重のまちづくり

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、町の基本理念の下、町民一人ひとりが人権尊重のまちづくりの担い手であることを自覚し、自らの人権課題として町、町民、事業者が連携・協力し合いながら、それぞれ主体的な行動、取り組みを推進していくことが必要です。

#### (1) 町の責務

町の責務として、すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、すべての施策は人権に関わるものであることを認識し、人権尊重の視点に立った町政運営に努めます。

そして、さまざまな人権課題に対し、全庁的に取り組み、必要な人権施策を積極的に推進していきます。

#### (2) 町民の役割

町民の役割として、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるという認識の下、学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる生活の場において人権意識の高揚に努めるとともに、町が実施する取り組みへの参加等を通じて、お互いの違いを認め合い、人権意識の向上に努めることとします。

#### (3) 事業者の役割

企業等の事業者の役割として、事業活動に関わるすべての人の人権を守り、また、人権意識の高揚を図り、地域社会の一員として、人権尊重のまちづくりに積極的に参画することとします。

### 2 人権・同和教育、啓発の推進

こども園・保育園、学校、家庭、地域、企業などあらゆる場面において、豊かな人間性と人間関係を育む人権・同和教育、人権学習の場面を提供し、誰もが安心して暮らすことができる人権尊重のまちづくりを進めます。

#### (1) 就学前における人権・同和教育、啓発の推進

##### 【現状と課題】

- ・こども園・保育園では、生きていくために必要な力の基礎を育むことを目的とし、家庭との連携を大切にしながら、生活リズムや生活習慣、言語力、道徳性や社会性、自分や友だちを大切にする感性を育む取り組みなどを実践しています。
- ・幼児期における人権・同和教育は、子どもの成長や発達段階に応じて計画的に取り組むことが必要です。

### **【施策の基本的方向】**

- ・一人ひとりのありのままの姿や文化等の違いを認め、互いに尊重する心の育成に努めます。
- ・生活や遊びの中でさまざまな体験を積み重ねながら発達を促すとともに、社会性・道徳性を育み社会規範や集団生活の基盤の育成に努めます。
- ・受容的・応答的な関わりの下で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の育成に努めます。
- ・子どもたちが身近な環境に興味や好奇心を持って関わり、感じたことや考えたことを表現する力の育成に努めます。
- ・乳幼児の健やかな体と豊かな心を育て、自ら健康で安全な生活をつくりだす力の育成に努めます。
- ・保育教諭等の資質向上を図るため、研修機会を充実させ実践的な取り組みにつながるようにします。
- ・保護者の人権意識の向上を図るため、研修機会の提供に努めます。

## **(2) 学校における人権・同和教育、啓発の推進**

### **【現状と課題】**

- ・学校教育においては、授業研究、実践交流などを充実させ、人権問題を理解するとともに、人権の尊重が日常生活において実践できるよう、発達段階に応じて組織的・計画的に人権・同和教育に取り組むことが必要です。
- ・同世代の集団における人間関係を経験することができる学校は、少子化により家庭や地域の遊び仲間が少なくなった今日、これまで以上に重要な位置づけとなります。
- ・いじめや不登校の問題などに見られるように、子どもたちに相手の立場に立った考え方や、自分も他者も尊重することができる人権意識が十分に浸透していない面があります。いじめをさせないためには、いじめを行う子どもの存在感や自尊感情を高めることが必要です。また、いじめの傍観者を含むすべての子どもたちに、他人に対する思いやりや違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う豊かな心を育てることが大切です。

### **【施策の基本的方向】**

- ・人との出会いを肯定的に捉え、多様な価値観や生き方に触れながら、共に生きることの意味を実感できることをめざして、学校生活や日常生活での仲間づくりを推進します。
- ・豊かな自尊感情の育成に努め、自分も他者も尊重することができる子どもの育成に努めます。
- ・課題に取り組み、それをやり遂げた達成感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進するとともに、自分に対する自信、自分の可能性に対する信頼、成就感などを育む教育に努めます。
- ・参加体験型学習を取り入れるなど、主体的・意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。
- ・教職員の資質向上を図るため、研修機会を充実させ実践的な取り組みにつながるようにします。
- ・保護者の人権意識の向上を図るため、研修機会の提供に努めます。
- ・学校で発生した事象については、その課題を教育委員会や関係機関と連携し、丁寧に分析・解決していきます。

### (3) 家庭・地域における人権・同和教育、啓発の推進

#### 【現状と課題】

- ・私たちの人権感覚は、家庭や地域における日常生活での人ととのふれあいや関係性の中で形成されます。
- ・これまで文化センターなどを中心に、人権に関する多様な学習機会が提供され、参加者はさまざまな人権課題について学びながら、人権が尊重される社会の実現をめざしてきました。
- ・意識調査の結果から、「人権」の捉え方として、重要であると考える人と、無関心な人の二極化が見られ、「自分は差別しておらず、差別することもないから関係ない」と思っている人が多いのではと考えられます。これまで学習機会があまりなかった町民も参加できるような学習機会の提供が大きな課題となっています。
- ・人権尊重のまちづくりを進めるには、地域社会で生じるさまざまな人権課題について、町民一人ひとりが自分に身近なこととして共に考え、協力し合いながらその解決に取り組むことが必要です。
- ・人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を養うことが求められています。

#### 【施策の基本的方向】

- ・あらゆる人権課題解決への実践の輪を広げるため、地域に密着した教育・啓発活動を積極的に推進します。
- ・町民に対し、広く人権問題についての理解の推進を図るため、公民館等の社会教育施設等においても講座の開催や交流活動など、人権に関する多様な学習機会の提供を行います。
- ・家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、主体的に学習することができる機会を提供します。

### (4) 企業等における人権・同和教育、啓発の推進

#### 【現状と課題】

- ・長時間労働による過労死、職場におけるセクハラ<sup>※1</sup>・パワハラ<sup>※2</sup>・カスハラ<sup>※3</sup>などのハラスマント（嫌がらせ）等、企業等においてもさまざまな人権問題が課題となっています。このため、企業等の事業者は、従業員並びに顧客等の人権に配慮することが求められています。
- ・人権問題への対応は、企業等への信頼に大きく関わるだけでなく、取引の成否に関わるような事態も少なくありません。そのため、「人権」の観点から企業活動を見直し、人権尊重の考え方を積極的に企業方針に採り入れ、職場内で人権に関する研修を行う企業等が増えてきています。

※1 セクハラ（セクシャルハラスマント）

職場内における性的嫌がらせのことであり、「性的言動」によって不利益を受けたり、労働環境が害されるハラスマント。

※2 パワハラ（パワーハラスマント）

同じ職場で働く者に対して、主に社会的な地位の高い者による、自らの権限や組織内の優位性を利用したいじめや嫌がらせのこと。

### ※3 カスハラ（カスタマーハラスメント）

顧客や取引先などから、過剰な要求をされたり、商品やサービスに対して不当な言いがかりをつけられたりする著しい迷惑行為のこと。

#### 【施策の基本的方向】

- ・企業等が行う人権研修等の取り組みに、講師派遣や資料提供等の支援を行います。
- ・企業等との連携を深め、人権尊重のまちづくりへの積極的な参画を呼びかけていきます。

## 3 推進体制の確立・調査の実施

### (1) 人権の視点に立った行政の推進及び職員の資質向上

行政職員の業務は多岐の分野にわたり、町民と深い関わりをもっています。

そのため、すべての職員は、人権の尊重がすべての行政施策の根幹であることを認識するとともに、人権問題に関する知識と豊かな人権感覚を身につけ、あらゆる施策において人権尊重の視点に立った行政を推進する必要があります。

さらに行行政職員は、地域社会の一員として人権啓発を推進していく役割が求められているため体系的に人権研修を位置づけ、その充実を図ります。また、単に知識の習得にとどまらず、より効果的な人権研修を各職場において実施し、地域での実践（行動化）へつなげていきます。

### (2) 国、県、関係団体等との連携及び推進体制の充実

人権政策の効果的な推進にあたっては、国、県、関係団体等がそれぞれの役割に応じて協力し合い、連携して取り組みを進めます。

町内のさまざまな組織・団体で構成される「琴浦町人権・同和教育推進協議会」において、全体での取り組みや各部会での取り組みを活発に行い、人権・同和教育及び啓発を積極的に推進します。また、町内で活動している人権擁護団体等の関係団体と連携を図り、関係者に寄り添った効果的な人権・同和教育や人権啓発が実践できるよう、各活動団体の相互交流と支援に努めます。

### (3) 意識調査の実施及び活用

意識調査を実施し、その結果を今後の人権施策を進めていく上での基礎資料として活用します。

## 4 相談支援の充実

### (1) 国、県と連携した相談・支援体制の充実

さまざまな人権課題に適切に対応していくためには、町民がいつでも気軽に相談することができ、必要な支援を受けられることが必要です。

本町では、あらゆる人権問題、差別等に関する相談に適切に応じるとともに、法務局をはじめとする人権に関わる関係機関、地域、事業者との連携の下、必要な支援を行うため、相談支援の充実と相談窓口の周知を図ります。

## (2) 地域共生社会の実現にむけた重層的支援体制の整備

一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合う地域共生社会をつくっていくためには、制度や分野ごとの「縦割り」などを超えて人と人、人と社会資源<sup>※4</sup>がつながる環境を整えることが大切です。地域共生社会の実現にむけ、福祉、学校教育、社会教育などの関係機関が連携して人に寄り添い、人と人、人と社会資源をつなぎ、どこにでもマイノリティ（少数者側）の人たちがいることを前提とした差別や排除のない社会づくりにむけた重層的支援体制の整備に努めます。

### ※4 社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・集団・個人の有する知識や技術等を総称している。

## 5 差別事象への対応

差別事象が発生した場合は、「琴浦町差別事象等対応マニュアル」に基づき、速やかに事実関係を正しく把握し、関係課等で対応について協議とともに、関係機関に報告を行います。そして、琴浦町差別事象検討委員会を開催します。

琴浦町差別事象検討委員会では、差別や人権侵害にかかる事象の要因、社会的背景を有識者等で分析するとともに、再発防止等について協議し、問題解決への取り組みや今後の啓発活動のあり方について検討していきます。

## 6 ユニバーサルデザイン<sup>※5</sup>の視点に立った施策の推進

### (1) 教育・啓発の推進

一人ひとりの人権が尊重されるユニバーサルデザインの考え方への理解が進むよう教育・啓発を行います。

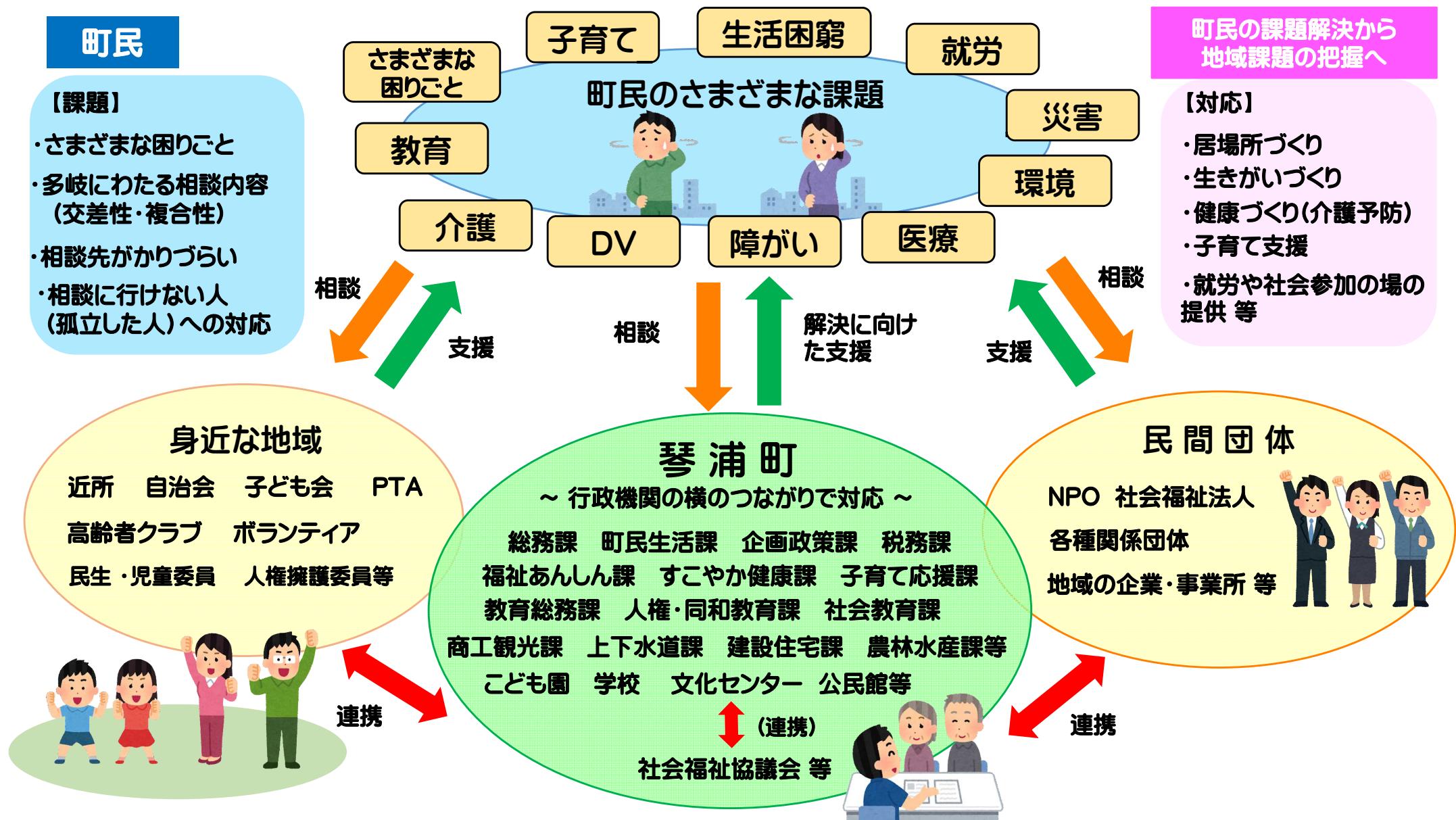
### (2) ユニバーサルデザインの推進

町民すべてが利用しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設、道路等の整備や改善を行います。

### ※5 ユニバーサルデザイン（universal design、UD）

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できることをめざした建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のこと。

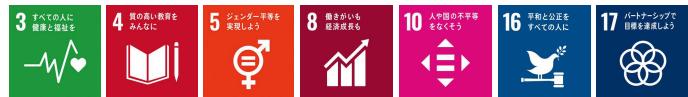
# 町がめざす多機関と連携した相談支援体制体系図



「たて割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域のさまざまな主体が参画し、分野をこえてつながることで住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域を共に創っていく社会をめざします。

## 第3章 分野別施策の推進

### 1 男女共同参画に関する人権



**基本目標：性別にかかわらず、誰もが生き生きと暮らせる社会づくり**

#### 【現状と課題】

我が国では、昭和 60（1985）年に、女性であるという理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる、完全な男女平等の実現に貢献することを目的とした「女子差別撤廃条約」に批准した後、昭和 61（1986）年に「男女雇用機会均等法」、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」を施行し、女性の社会進出の促進を図ってきました。「男女共同参画社会基本法」には、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置づけられ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であると明文化されました。

さらに、平成 27（2015）年に働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を施行、平成 30（2018）年には、男女の候補者の数ができる限り均等になることをめざした「政治分野における男女平等参画の推進に関する法律」を施行し、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

しかし、令和 5（2023）年 6 月に世界経済フォーラム（WEF）が発表した、世界各国の男女格差の状況をまとめた「2023 年版ジェンダーギャップ報告書」では、我が国は男女平等の達成度で、調査対象となった 146 カ国のうち、125 位（前年は 116 位）と平成 18（2006）年の発表開始以来、最低の順位になりました。

本町では、男女共同参画社会の実現をめざし、平成 18（2006）年に制定した「琴浦町男女共同参画推進条例」に基づき、平成 20（2008）年に「第1次琴浦町男女共同参画プラン」、令和 5 年（2023）年 3 月には「第4次琴浦町男女共同参画プラン」を策定し、計画的に男女共同参画施策を推進しています。

しかし、令和 4（2022）年に実施した町民意識調査の結果によると、男女の平等意識について、家庭生活、職場、学校教育、政治・行政等すべての分野において、全体で「男女平等」と回答した割合は、5割を上回る結果になりませんでした。さらに男女間で認識の違いがあることもわかります。地域活動や政策方針決定過程における女性の参画についても大きくは進んでいないことも課題です（図1参照）。家庭においても、固定的な性別役割分担意識はいまだに根強く残り、家庭生活において家事の大半を女性が担っていることが、意識調査の結果から明らかになりました（図2、図3参照）。一人ひとりが望む生き方を認め・認められる社会をつくるために、あらゆる年齢層への男女共同参画への理解を深める啓発活動や、女性が職場や地域等で「自分らしく」活躍できる時間を確保するために、家庭の仕事は家族みんなで協力するように機運を高める必要があります。

また、DV<sup>\*1</sup>について1年以内に暴力を受けたことがある人の割合は、前回調査よりもやや増加しています（図4参照）。この背景には、暴力は身体的なものだけではなく、モラルハラスメント<sup>\*2</sup>など相手の心を傷つけるような精神的なものも暴力にあたること等、DVに対する理解が広まることによる暴力の顕在化や、新型コロナウイルス感染症拡大の問題に起因して、生活不安・ストレスから暴力が増加したことが推測できます。前回調査では1年以内に被害を受けたと回答した人は全員が女性でしたが、今回調査では半数近くが男性でした。そのうち、女性のほとんどは「誰か・どこか」に相談したと回答した一方で、男性の半数近くは「誰にも相談しなかった」と回答しています（図5参照）。このことから、性別にかかわらず被害者を減らすこと、被害を受けた人が相談しやすい環境を整えることが必要です。

※1 DV（ドメスティックバイオレンス）

家庭内での暴力や攻撃的行動。典型的には夫婦間やパートナー間の暴力であり、被害者は女性であることが多い。

※2 モラルハラスメント

言葉や態度などによって、人の人格や尊厳を傷つけたり、精神的な苦痛を与える行為。

図1 「男女平等に関する意識について」 【町男女共同参画に関する意識調査】(令和4年)

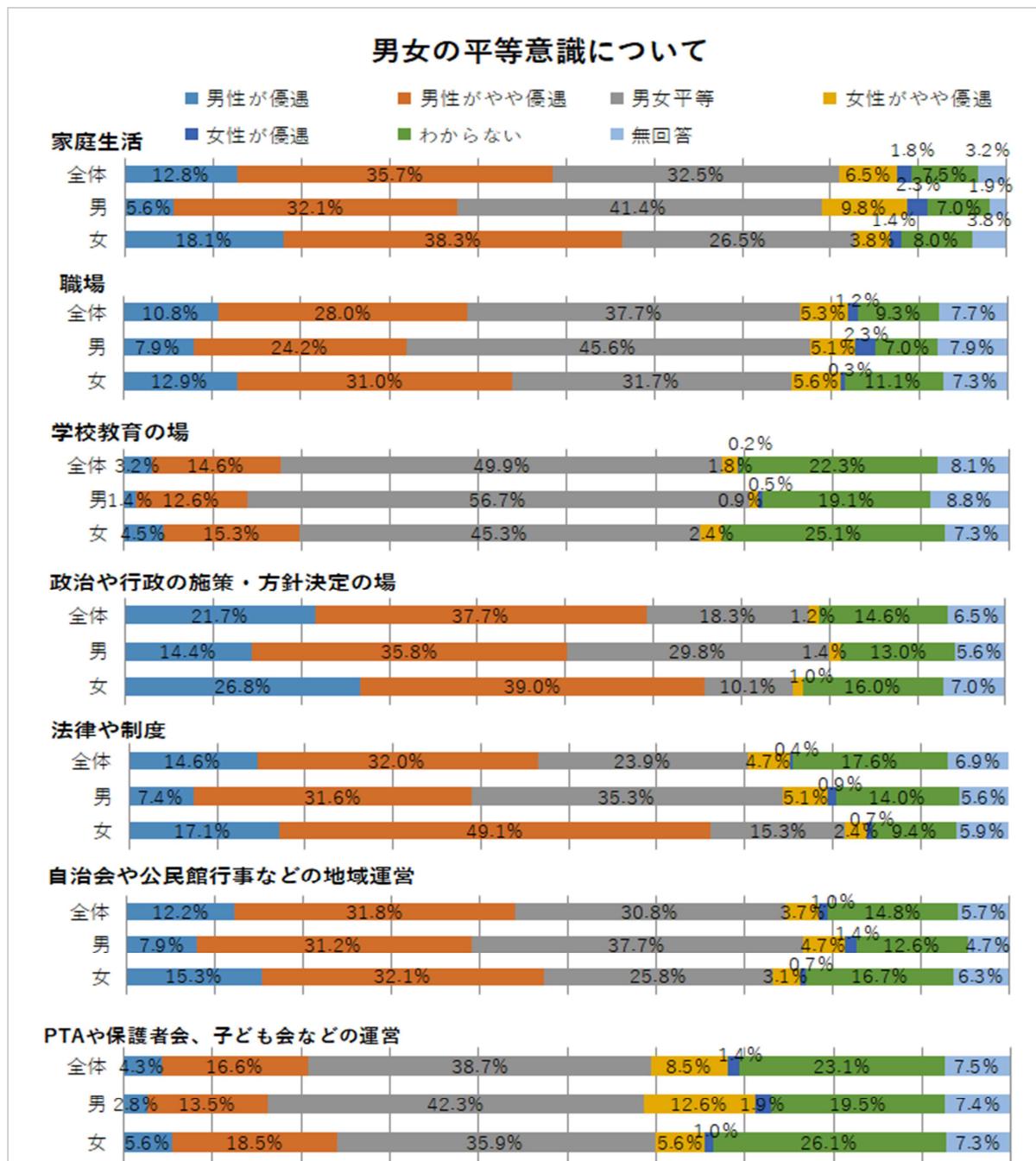


図2 「家庭における役割分担について」

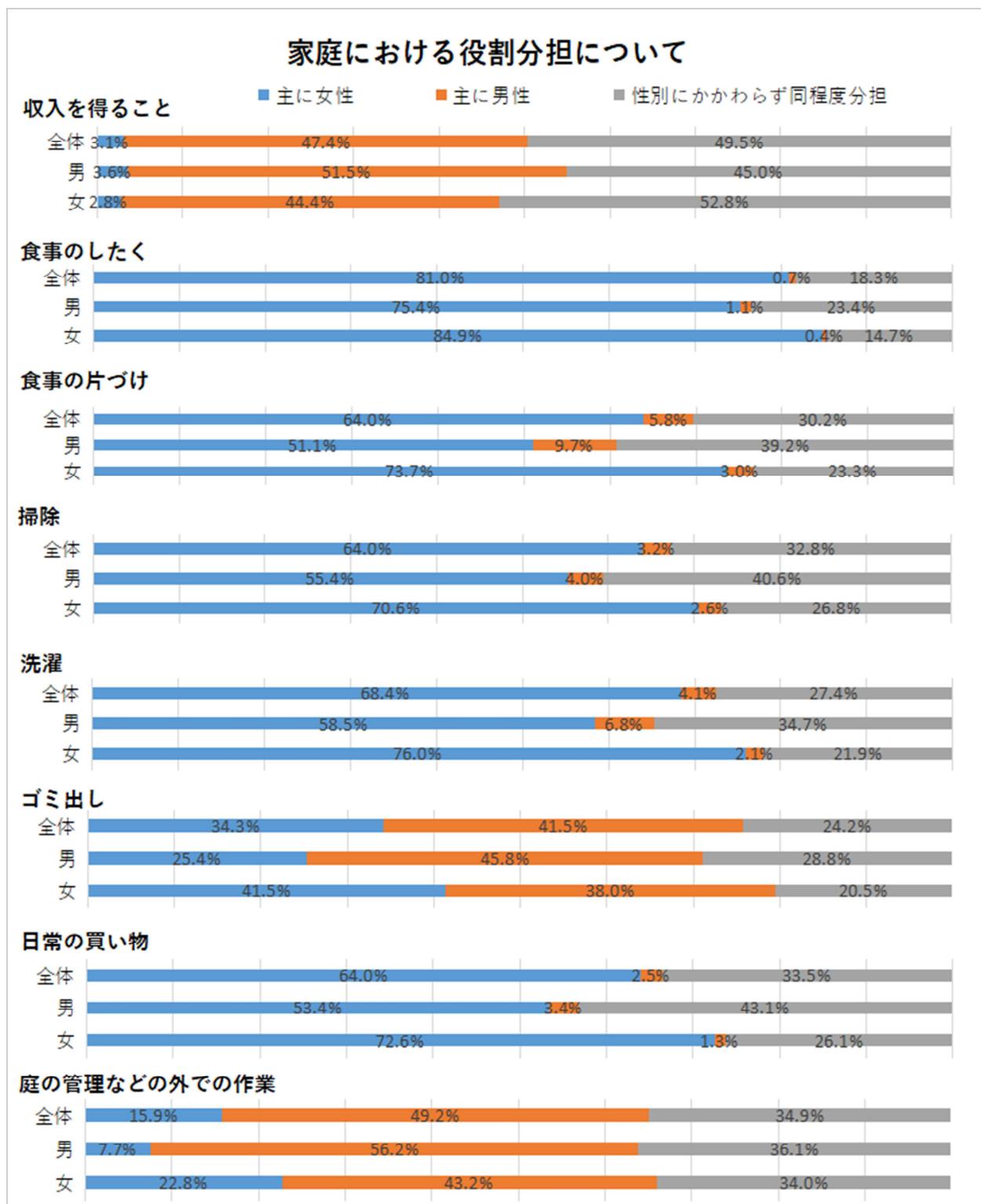


図3 「家庭における役割分担について」

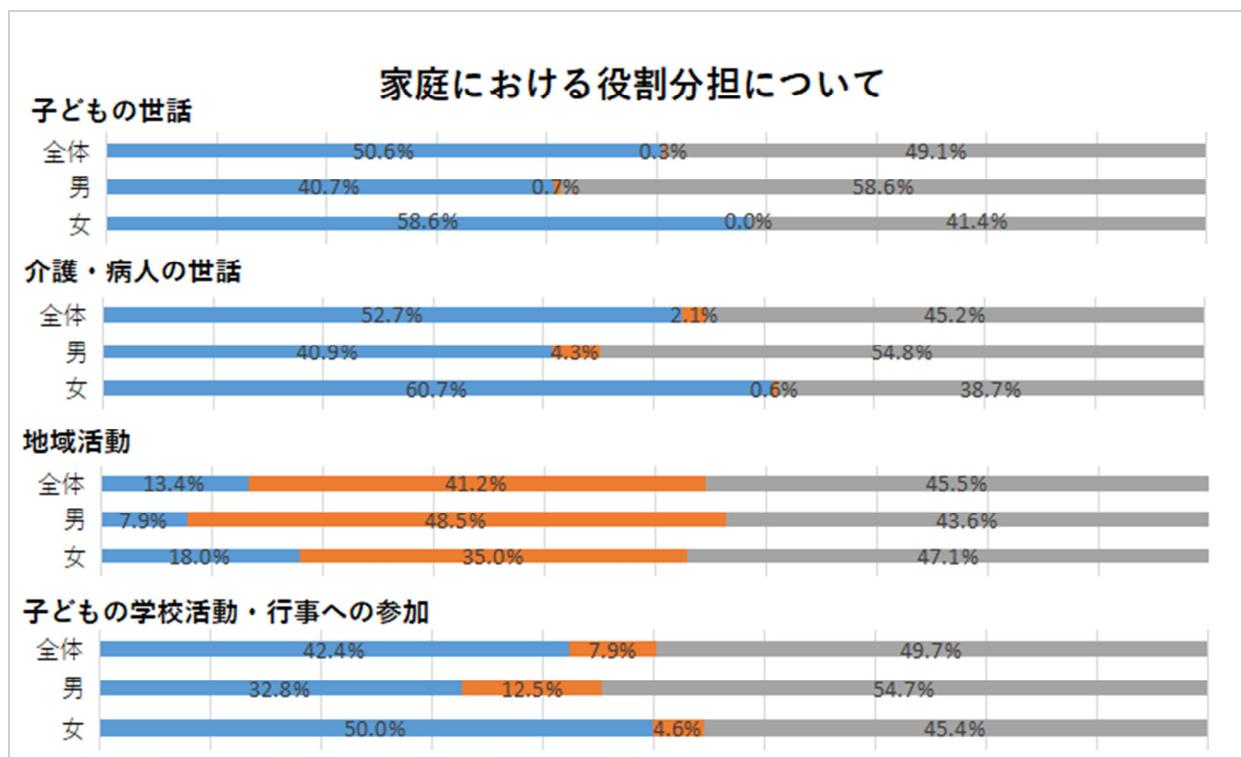


図4 「暴力の被害について」

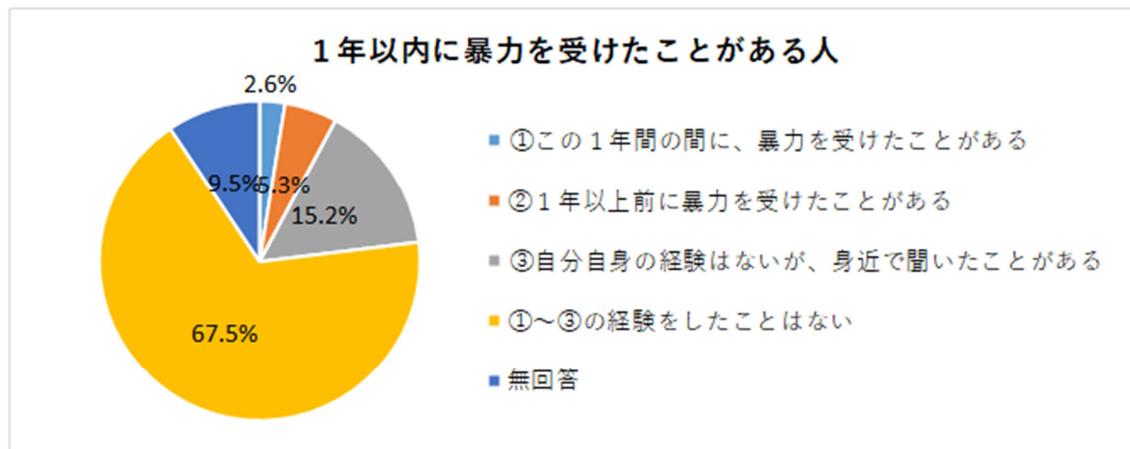
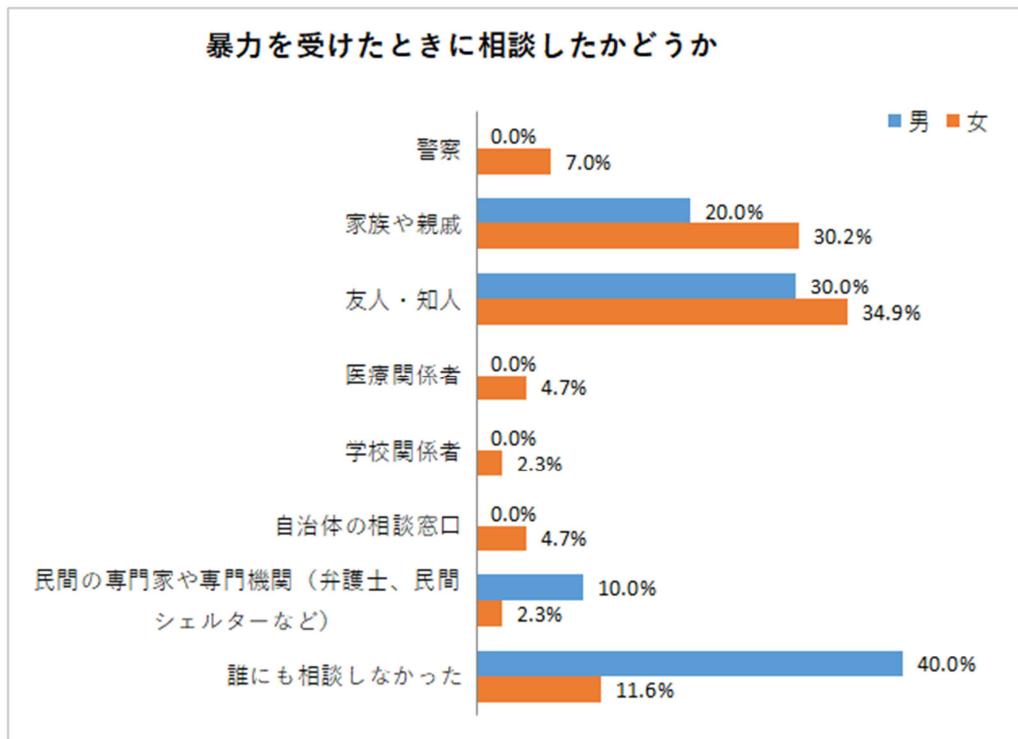


図5 「暴力を受けたときに相談したかどうか」



### 【施策の基本的方向】

#### 1 男女共同参画への理解促進

- (1) あらゆる年齢層に理解促進に向けた啓発活動を行い、生涯を通じて、男女共同参画を学習できる機会を提供します。
- (2) 男女共同参画への理解を深め、一人ひとりが望む生き方を認め・認められる社会をつくるために、子どもの頃からの教育を進めます。

#### 2 誰もが活躍できる環境づくりの推進

- (1) 家庭における女性の負担を軽減し、女性が職場や地域等で「自分らしく」活躍できるように、男性の家事・子育て・介護への参画を促進します。
- (2) 性別にかかわらず仕事と子育てや介護が両立できる支援を行います。
- (3) 一人ひとりが活躍できる職場環境づくりが進むよう企業等へ働きかけるとともに、妊娠から出産、子育て、介護や更年期等の時期に柔軟に働く環境づくりを推進します。
- (4) 自治会等、地域社会活動における男女共同参画を推進します。
- (5) 政策・方針決定過程において、女性が意見や参加がしやすくなるよう取り組みます。

### **3 誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの推進**

- (1) 性差別や暴力による被害者をなくし、暴力を容認しない地域社会づくり及び相談しやすい環境づくりを行います。
- (2) 防災・災害復興において男女共同参画の視点を取り入れ、すべての人が安心して暮らすことができる環境を整えます。
- (3) 誰もが心身ともに健康でいられるよう、こころの健康（メンタルヘルス）を確保するための取り組みを推進します。
- (4) 多様な性への理解を促進し、お互いの違いを認め合い、多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きることができる環境づくりを進めます。

## 2 子どもの人権



**基本目標：子どもが権利の主体者として尊重され、心身ともに健やかに成長していく社会の実現**

### 【現状と課題】

平成6（1994）年に我が国が批准した「子どもの権利条約」では、子どもを人格を持つ1人の人間として認め、原則として大人と同じ権利を保障しています。さらに子どもを「発達する存在」としてとらえ、子ども独自の権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障しています。

しかしながら、子どもを取り巻く環境は依然として厳しく、その人権が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。親などからの虐待により、中には死に至らしめるという痛ましい事件は後を絶ちません。また、最近の子どものいじめは、多様化が進み、SNS等の介在により、いじめが一層見えにくくなっている実態もあります。

さらに子どもの貧困問題については、厚生労働省が、令和5（2023）年に公表した子どもの相対的貧困率は11.5%で、その中でもひとり親世帯の貧困率は44.5%で、前回調査より改善がみられるものの、依然として深刻な状況にあります。

また、近年ではヤングケアラー<sup>※1</sup>と言われる、家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもも問題になっており、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

このような状況の中、子どもの人権に関する法整備は徐々に進みつつあり、平成12（2000）年に「児童虐待防止法」の施行、平成25（2013）年には「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策推進法」が施行され、近年では「児童福祉法」の一部改正により、平成28（2016）年に児童虐待の発生予防や、令和元（2019）年には児童の権利擁護などに重点が置かれ、地方自治体や児童相談所の体制強化が図られています。

令和5（2023）年4月1日に「こどもまんなか社会の実現」を目的として、こども家庭庁が発足しました。これまで、子どもに関する取り組みは、厚生労働省、文部科学省、内閣府などさまざまな省庁に分散されていました。こども家庭庁はそれらを一本化し、縦割り行政を解消することが期待されています。また、こども家庭庁の発足と同時に「こども基本法」が施行されました。この法律は、こども施策の基本理念を明確にしたもので、国や自治体に対し、子どもや若者の意見を聞くことを義務づけています。

本町においても平成17（2005）年に「琴浦町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成27（2015）年からは、総合的に子育て支援を進めていくための計画「琴浦すくすくプラン」を策定し、子育てが家庭・地域・学校・こども園等で相互協力して行えるよう総合的、計画的に施策を推進しているところです。琴浦すくすくプランの「要保護児童・障がい児・子どもの貧困等への対応」では、虐待やヤングケアラーなど子どもを取り巻く課題が複雑化・複合化していることから、庁舎内関係課及び児童相談所、医療機関、民生・児童委員等関係機関と連携を図りながら協議し、必要な支援に繋げています。また、すべての子どもが安心して暮らすため、妊婦・子育て世代を対象に妊娠届時から切れ目なく身近で相談に応じる体制を強化し、早期発見、早期対応に取り組んでいます。

学校教育においては、子どものいじめ、不登校、問題行動への対応として、児童生徒へのHyper-QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）等アンケート実施、児童生徒の学習や生

活適応の支援をするための教員の配置、スクールカウンセラーや教育相談員による相談事業の充実を図り、問題の未然防止や早期発見、早期対応に取り組んでいます。

いじめについても、早期発見、早期対応できるよう学校全体で取り組んでいます。不登校については、全国・県と同様に増加傾向にあり、また予備軍と思われる子どもも増加しています。その他にも、加配教員の配置など発達障がい等、障がいのある子どもや保護者への支援の充実にも学校や関係機関で取り組んでいますが、家庭との連携や対応の難しさが課題となっています。

家庭における子育てについて、本町では、平成19（2007）年度から「10秒の愛キャンペーン」〔平成28（2016）年から「10秒の愛～やさしさの貯金～」に変更〕として、忙しい毎日の中でも子どもとのふれあいを大切にし、ほんの10秒でも子どもと向き合おうという取り組みを行っています。また、こども園・保育園、小中学校等で「家庭教育講座」を実施し、保護者に子どもとのかかわり方や子育てについて大切なことを学ぶ機会を提供しています。

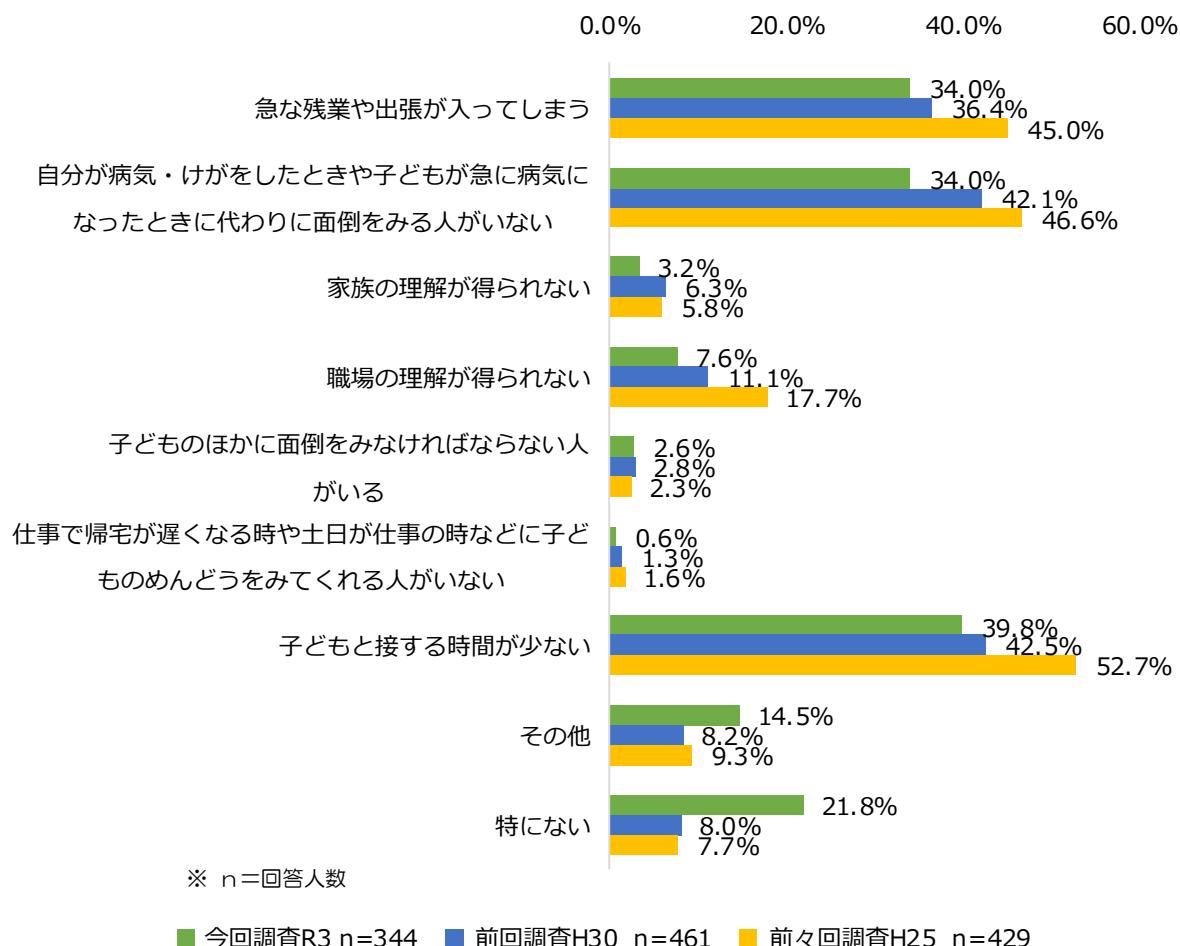
町が実施している「町子ども・子育てに関するニーズ調査」の中で、「仕事と子育てを両立させる上で大変なこと」の問い合わせに対し、「急な残業や出張が入ってしまう」「自分が病気の時や子どもが急に病気になったときに代わりに子どもを見る人がいない」「子どもと接する時間が少ない」の回答が、常に上位になっています（図1参照）。親子の愛着形成は、子どもが健やかに成長する上での大切な土台であるため、家庭における育児や親子のふれあいの時間が十分に持たれるよう、長時間労働の見直しや、男性の育児休業の取得等について、事業所等に働きかけを行うなど、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進が求められています。

#### ※1 ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。（また、同様のケアをする18歳から30歳くらいまでの青年は「若者ケアラー」と呼ばれている。）

図1 「町子ども・子育てに関するニーズ調査」就学前児童保護者対象調査（令和3年）

問10 仕事と子育てを両立させる上で大変なこと（複数回答可）



## 【施策の基本的方向】

### 1 子どもの健全育成の推進

- (1) 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない保護者支援を基本とし、多機関で連携し、保護者の相談体制を充実するなど、子どもの心身の健やかな発育・発達を支援します。
- (2) 地域における子どもたちの居場所づくりをはじめ、体験活動や異世代間・地域間の交流活動の充実や社会参加の促進を図るとともに、子どもたちの見守り活動の実施など、青少年の健全育成及びよりよい社会環境づくりを推進します。
- (3) 地域・学校・こども園等と連携して、講演会等を開催し、保護者に子どもとのかかわり方や子育てについて大切なことを学ぶ機会を提供し、家庭の教育力の向上を図ります。
- (4) 要保護児童対策地域協議会における関係機関の相互連携と協力体制を充実し、支援の必要な児童や家庭に対し必要な支援を行います。

## **2 発達支援・特別支援教育の充実**

- (1) 児童生徒一人ひとりの障がいの状態に即した指導を行うことができるよう、必要に応じて特別支援学級や通級指導教室を設置します。
- (2) 学習障がい（LD）、注意欠如多動性障がい（ADHD）等、発達障がいのある児童生徒のために通常の学級においても、医療機関やLD等専門員等の関係者と連携して、それぞれの特性に応じた支援を行っていきます。

## **3 いじめ、不登校等に対する施策**

- (1) いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対処ができるよう、「琴浦町いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進し、学校における人権教育やコミュニケーション活動を重視した教育活動のさらなる充実を推進していきます。また、学校・家庭・地域の連携協力による取り組みや啓発を推進していきます。
- (2) 小・中学校では支援会議やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談の体制の充実や、教職員への研修等の充実を図っていきます。
- (3) それぞれの子どもの状況を把握し、タブレットを活用した自宅学習やフリースクールへの通学など教育を受ける権利を保障し、多様な学習活動が選択できるよう情報提供と支援をします。

## **4 児童虐待防止への取り組み**

- (1) 家庭内や地域で孤立した子育てにならないように、子育てに関する相談機関の周知や家庭・地域・学校・こども園等との連携強化を図り、子育て支援体制の充実を図ります。
- (2) 児童虐待について予防・早期発見・早期対応を行い、子ども一人ひとりの人権を保障する取り組みを充実します。

## **5 子どもの貧困対策**

経済的に困窮する世帯への支援や奨学金制度の実施、関係機関への情報提供などにより家庭の負担を軽減し、子どもが安定した生活を送り、安心して学習に取り組めるよう支援します。

## **6 子どもの権利・意見の尊重**

- (1) 当事者である子どもの意見を政策に取り入れ、反映できるよう必要な取り組みを行います。
- (2) 園や学校で、子どもの意見や意思が尊重されるよう、子どもの権利や人権について理解するための研修を行います。



### 3 高齢者の人権

**基本目標：高齢者が敬愛されつつ生きがいを持ち、安心して日常生活を営める社会の実現**

#### 【現状と課題】

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口のほぼ4人に1人が65歳以上の超高齢化社会となっています。このような中、本町における高齢化率は、令和2（2020）年に36.4%となり、令和7（2025）年には38.4%になると推計しています。また単身高齢者世帯割合は、平成17（2005）年の11.9%から令和2（2020）年には19.3%へ推移し、15年間で7.4%増加しました。高齢者世帯割合も平成17（2005）年の10.2%から令和2（2020）年の34%へ推移し、15年間で23.8%の増加となり、高齢者の社会的孤立が心配されています。

平成3（1991）年の国連総会において、高齢者的人権を保障するため「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5つの基本原理と18の原則をまとめた「高齢者のための国連原則」が決議されました。また、この原則を普及、促進させるため平成11（1999）年を「国際高齢者年」とし、取り組みが行われました。この間我が国でも、平成7（1995）年には「高齢社会対策基本法」が施行され、翌年、同法を受けて「高齢社会対策大綱」が策定され、総合的な施策推進が図られてきました。

また、平成12（2000）年には介護保険制度がスタートしました。本町においても「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定し、3年ごとに見直しを行いながら、介護予防と介護問題解決のため、計画的に施策を推進しています。高齢者が孤立せず安心して地域の中で生活できるよう、高齢者のニーズに応じた福祉・介護サービスを充実し、民生・児童委員等による見守りや社会参加への支援等を行い、地域とのつながりの場や、高齢者の生活を手助けする支援体制の整備を推進していく必要があります。

高齢化が進む社会状況の中、介護者による身体的・心理的虐待や、家族等により本人の財産が無断処分されるなどの経済的虐待などが、大きな社会問題となっています。介護保険制度開始とともに、認知症など自身で適切な判断ができない人の意思意向を尊重し、生活を支援する「成年後見制度」が制定されました。

また、平成18（2006）年には高齢者の尊厳を守るため、「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。虐待は、家庭内や施設内で起こることから、表面化しにくい現状があります。早期発見と相談体制の整備を図るとともに、より一層の関係機関連携により対応していくことが必要です。

就労においても高齢者を取り巻く社会には年齢制限など、高齢者の豊かな知恵、経験、技術が活用されない就労状況があります。本町が、令和4年度に実施した、町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の中で、「家庭や地域で役割や仕事、楽しみがあるか」の問い合わせに対し、一般高齢者の25.8%、要支援認定者<sup>※1</sup>の68.8%が「ない」と回答しています（図1参照）。人生100年時代を見据えて高齢者への学習、趣味、教養活動の機会の提供や社会参加機会の整備、就業支援など、高齢者の生きがいづくりや社会参加へのさまざまな取り組みが必要です。

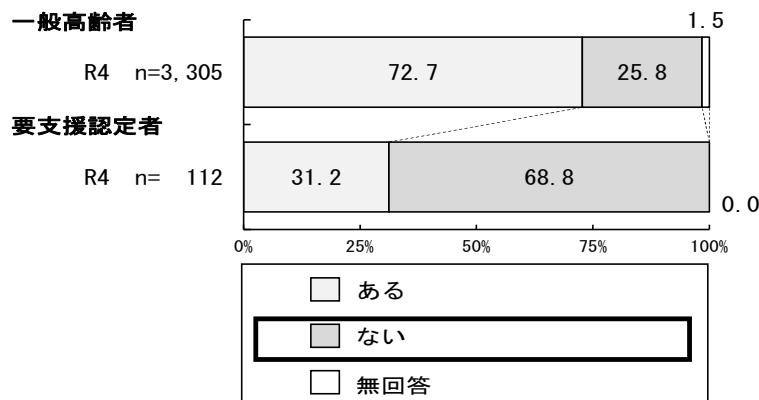
#### ※1 要支援認定者

日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する人。

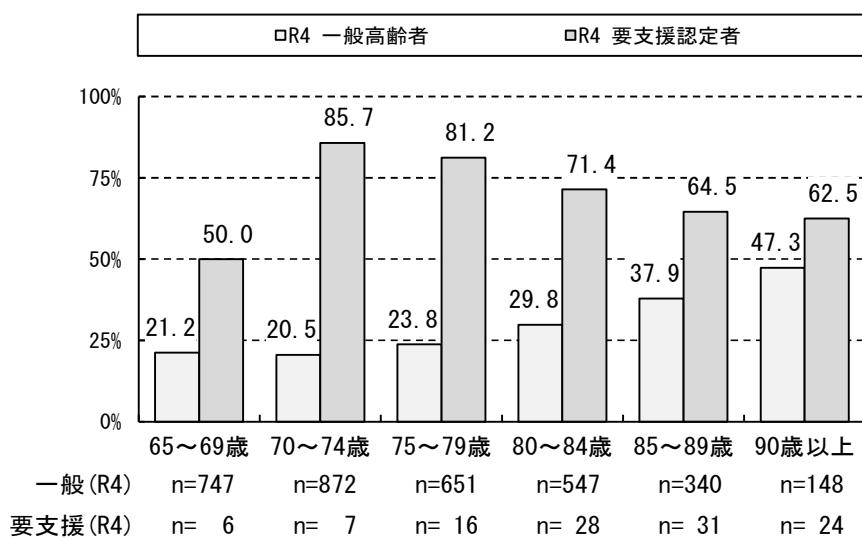
図1 家庭や地域で役割や仕事、楽しみがあるか。

【町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】(令和4年)

※ n=回答人数



### 家庭や地域で役割や仕事、楽しみがない



## 【施策の基本的方向】

### 1 社会参加、自立、生きがいづくり

(1) 高齢者が生きがいを持ち、長年培ってきた知識や経験を活かして積極的に社会参加し、社会を構成する重要な一員として尊重される社会づくりを進めます。

(2) 高齢者が主体性を持って社会参加できるような意識啓発や、実社会の担い手として活躍することができるよう雇用環境等の整備を推進していきます。

### 2 福祉・介護サービスの充実

(1) 寝たきりや認知症など介護が必要な状況になっても、個人としての尊厳が保たれ、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、認知機能や身体機能の低下を予防し、高齢者の活動的な生活を支援します。

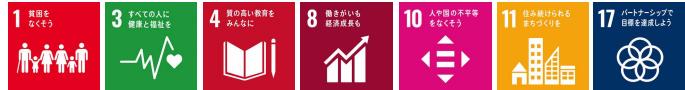
(2) 地域包括支援センターで把握された地域課題を共有・検討するため、医療機関、介護サービス施設・事業者等の専門機関や、生活上のさまざまな相談に応じ適切な支援やサービスへのつなぎ役である民生・児童委員やボランティア等の住民組織が連携して地域で支え合い、地域課題の解決を図っていきます。

### 3 権利擁護体制の充実

高齢者本人やその家族が介護や権利擁護などについて相談できる場所の確保、相談体制の充実を図ります。また、虐待が発生した際の高齢者の安全確保の方策、成年後見制度のさらなる普及啓発を行っていきます。

### 4 高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり

- (1) 単身の高齢者が増加していく中、高齢者が地域で安心して暮らせる社会をつくるためには、地域における支え合いが必要です。隣近所や民生・児童委員などによる見守りなど地域における支え合い活動の支援に努めます。
- (2) 振り込め詐欺や悪質商法などの被害から守るため、高齢者などへの啓発や情報提供を行います。



## 4 障がいのある人の人権

**基本目標：障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会の実現**

### 【現状と課題】

障がいの有無に関わらず、すべての人にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、各種施策を推進していくとともに、社会のすべての人々がさまざまな障がいについて理解し、必要な配慮していくことが求められています。

我が国では、昭和 45（1970）年に障がい者施策を総合的に推進するため「心身障害者対策基本法」が制定され、平成 5（1993）年には障がいのある人の自立と社会参加を図ることを目的とした「障害者基本法」へと改められました。この基本法は、昭和 56（1981）年「国際障害者年」や昭和 58（1983）年からの「国連障害者 10 年」の成果を反映したもので、障がいのある人の「完全参加と平等」が法文化されました。その後、平成 16（2004）年の改正では障がいを理由とする差別禁止の理念が明記され、平成 23（2011）年には障がいの有無に関わらず共生することができる社会の実現をめざすことや、合理的配慮の概念を盛込んだ改正が行われました。

平成 25（2013）年には、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることをめざし、「障害者差別解消法」が成立し、平成 28（2016）年施行されました。この法では、行政機関や民間事業者に対し、正当な理由なく障がいを理由として差別することを禁止するとともに、社会的障壁に対する合理的配慮についても対応を義務化しています。このような法整備等により、平成 18（2006）年の国連総会において採択され、平成 20（2008）年に発効された「障害者権利条約」を、我が国も平成 26（2014）年に批准しました。

本町においては、「琴浦町障がい者計画」を策定し施策を推進しています。平成 28（2016）年には「第2期琴浦町障がい者計画」を策定し、個々のニーズに対応した相談支援体制や各種福祉施策の充実を図るとともに、生活環境のバリアフリー化の推進、就業支援、差別の解消等、さまざまな施策に取り組んでいます。

また、平成 25（2013）年には、県立琴の浦高等特別支援学校が開校し、多くの町民が学校を訪問するなど、学校と地域のつながりが深まっています。また、現場実習や地域活動をとおして地域との交流も進み、障がいや障がいのある人への理解へとつながっています。

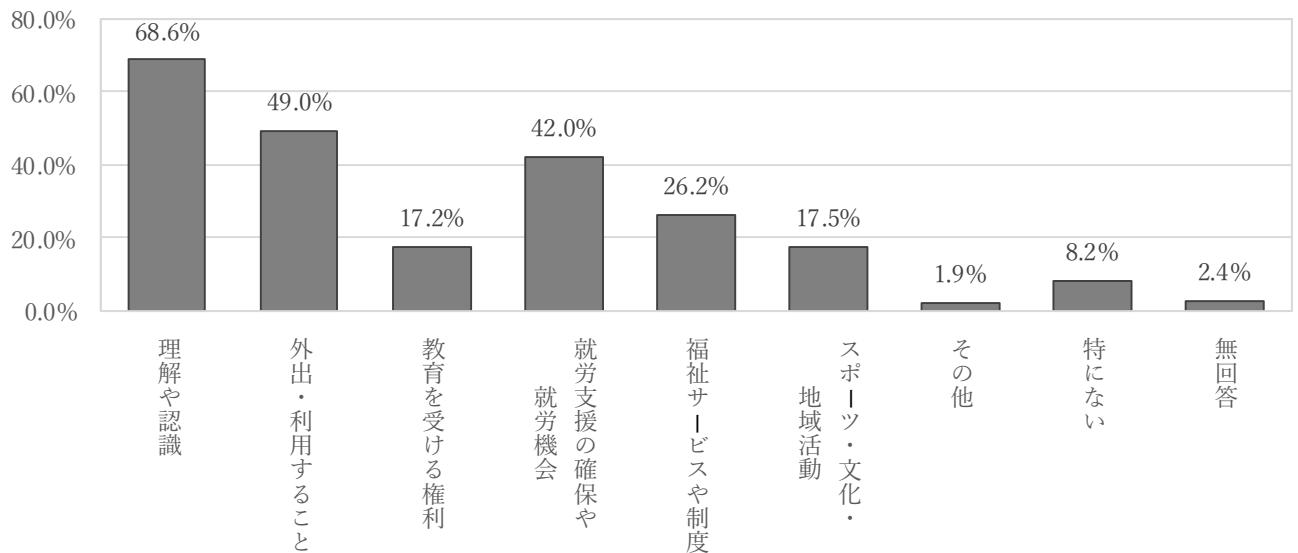
令和 4 年（2022）年に県が実施した「鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査」の県全体の調査結果からは、差別を受けたり、嫌な思いをしたりしたことが「ある」または「たくさんある」と答えた人の割合が、前回調査 23.1% から 12.5% に減少しました。しかし、さまざまな障がいについての周囲の理解や配慮を求める声や、受けられるサービスがわかりにくい等、多くの意見があります。

町の意識調査でも、「障がいのある人の人権に関することで、あなたは現在どのような人権課題があると思いますが。」という質問に対し、全体では、「理解や認識が十分でない」68.6%、「外出・利用することが困難」49.0%、「就労支援の確保や就労機会」42.0%となっています（図1 参照）。

その他にも社会の中では、障がいのある人が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害されたり、生命、健康、生活が損なわれるなどの、虐待事象が発生しています。障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加を進めていくには、虐待を防止していくことが重要であることから、平成 24（2012）年に「障害者虐待防止法」が施行されました。

今後も、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するため、障がいに対する理解を進め、差別・偏見の解消、虐待防止等の啓発活動や研修を継続していく必要があります。

図1 「障がいのある人の人権に関することで、あなたは現在どのような人権問題があると思いますか。」  
【第3回町人権・同和教育に関する意識調査】(令和元年)



### 【施策の基本的方向】

#### 1 障がいのある人への理解

- (1) 障がいの有無に関わらず、すべての人にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくために、さまざまな機会を通して障がいのある人が抱える多様な課題について認識を深め、障がいのある人に対する理解を深めます。
- (2) 「障害者差別解消法」に基づき、必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、国や県と適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向け取り組みます。

#### 2 地域生活への支援の充実

障がいのある人が安心して暮らせる社会をつくるためには、福祉サービスの充実とともに、地域における支え合いが必要です。隣近所や民生・児童委員などによる見守りなど地域における支え合い活動の支援に努めます。

#### 3 雇用・就労の支援と社会参加の推進

- (1) 障がいのある人が生きがいをもって生活できるよう、就労や社会活動への参加を支援します。
- (2) 事業主に対し、障がいのある人の雇用の促進と、一人ひとりの特性を理解し働きやすい職場環境づくりや支援を行うための研修の実施について啓発します。

#### **4 障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり**

- (1) 障がいのある人やその家族の方に対し、受けられる福祉サービスや相談窓口のわかりやすい周知に努め、関係機関と連携して相談者の立場に立った支援に努めます。
- (2) 障がいがあることによって発生するさまざまな課題や権利侵害を防ぎ、可能なかぎり自立した生活が送れるよう支援します。



## 5 部落問題

**基本目標：部落問題解決への主体的な取り組みを推進し、部落差別のない社会の実現**

### 【現状と課題】

部落問題は、我が国の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、現代社会においても、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他日常生活のうえでいろいろな差別を受けるという我が国固有の重大な人権問題です。

部落問題については、昭和 40（1965）年 8 月 11 日、同和対策審議会は、部落問題の本質について「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位に置かれ、現代社会においても、なお、いちじるしく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていない」という、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と述べ答申しました。

その後、昭和 44（1969）年 7 月 10 日、被差別部落住民の社会的、経済地位の向上を不当に阻む諸要因を解消するという目標をもった同和対策事業特別措置法が制定されました。以来、33 年間、部落問題の解消は国の責務であり、国民的課題と位置づけられ、実態的差別及び心理的差別の解消をめざし、生活環境の改善、社会福祉の増進、職業の安定、教育の充実（進路保障）等を図るためのさまざまな施策が取り組まれました。特別措置法は、平成 14（2002）年 3 月に終了しましたが、その後も部落問題の解決に向け、継続して取り組みを進めてきました。

しかし、これまでの取り組みで被差別部落内の諸環境の整備等は改善されてきてはいるものの、依然として、被差別部落かどうかの土地の問い合わせなどが、県に報告されているほか、インターネット上では、個人情報の掲載、被差別部落の地図や「部落探訪」等の部落差別を煽る動画が公開され続けています。偏見や差別に基づくこうした行為は、当事者の人格や尊厳を傷つけるものであり、身元調査や被差別部落の所在調査に悪用され、被差別部落に住むことや、結婚などに対する、忌避意識・忌避行動にもつながり、差別の助長、拡散となる許しがたい行為でもあります。

このような状況を踏まえ、国は現在も部落差別が存在していることを認め、平成 28（2016）年 12 月 16 日に「部落差別の解消の推進に関する法律（以下、部落差別解消推進法）」を施行しました。

本町が令和元（2019）年度に実施した「第3回琴浦町人権・同和教育に関する意識調査（以下、意識調査）」の「あなたは過去 5 年間で部落問題に関する差別的な発言や行動を、直接見聞きしたことありますか。」という質問に対して回答者の 5 人に 1 人（20.4%）が何かしらの差別的な言動を直接見聞きしており、平成 26（2014）年度に実施した前回調査（23.2%）と比べてもあまり変化していない現状があります（図 1 参照）。「その見聞きした差別的な発言や行動は、次のうちどれですか。」の質問からは、「地域や職場、学校、家庭内」は、前回調査より 18.4% 減少していますが、「ネット上の表現」については、前回調査より 13.6% 増加しており、今後も増加していくことが予想されます（図 2 参照）。また、「部落問題をどんなときに気にしますか。」という質問では、日常的な人間関係についてはあまり気にしていないが、結婚や財産（土地）購入などの自分の属性に関わる場合に気にしている人が一定数いる実態があります（図 3 参照）。「部落問題を解決するために、どのようなことが必要だと思いますか。」の質問については、「教

育・啓発活動を推進」が全体で 50.6%と最も多く、次いで「相談体制を充実」が 22.2%となっています（図4参照）。

部落差別の解消に向け、本町においても部落差別解消推進法に基づいて今後も継続して部落問題の理解の普及と啓発を着実に進めていく必要があります。

図1 「あなたは、過去 5 年間で部落問題に関する差別的な発言や言動を、直接見聞きしたことがありますか。」 「第 3 回町人権・同和教育に関する意識調査」（令和元年）

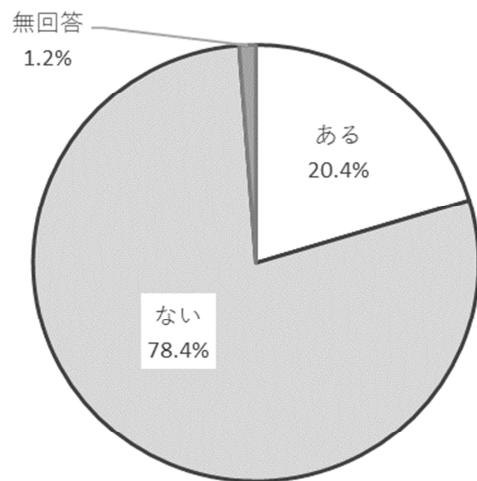


図2 「その見聞きした差別的な発言や行動は、次うちどれですか。

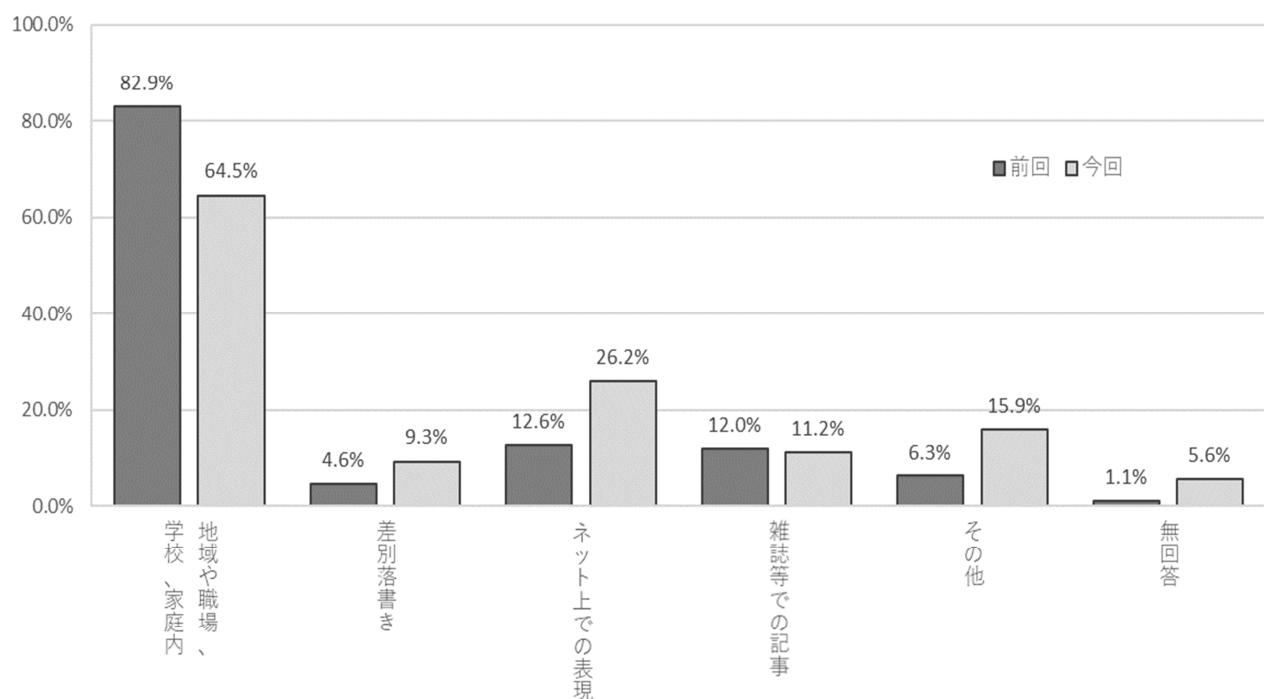


図3 「あなたは、部落問題をどんなときに気にしますか。」

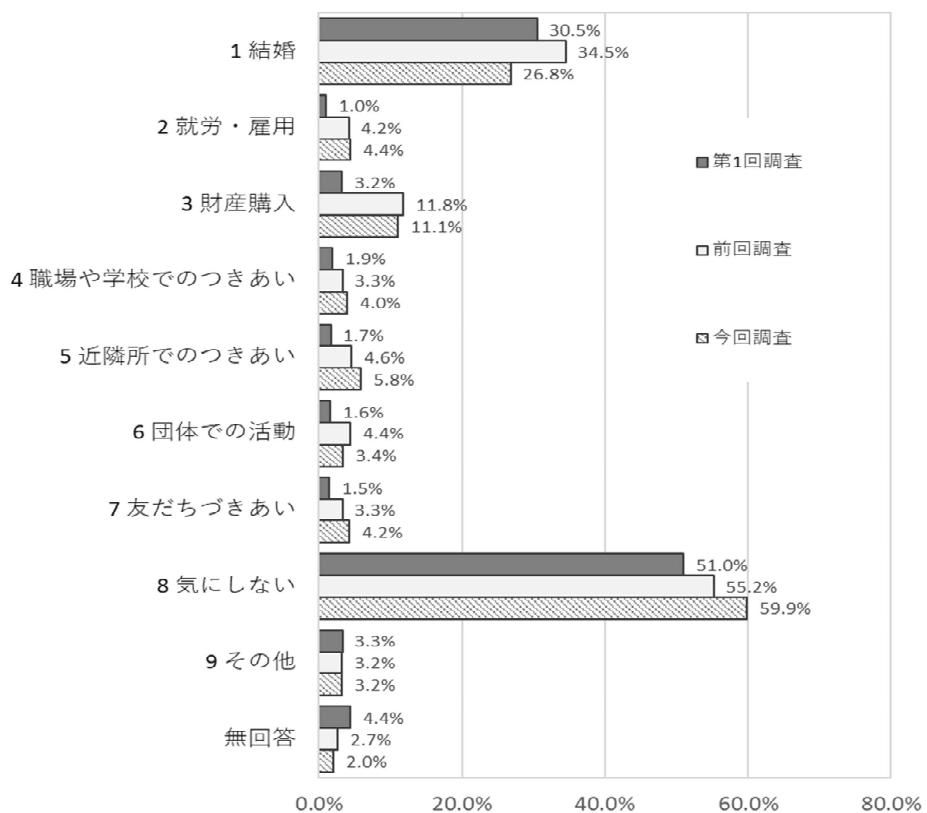
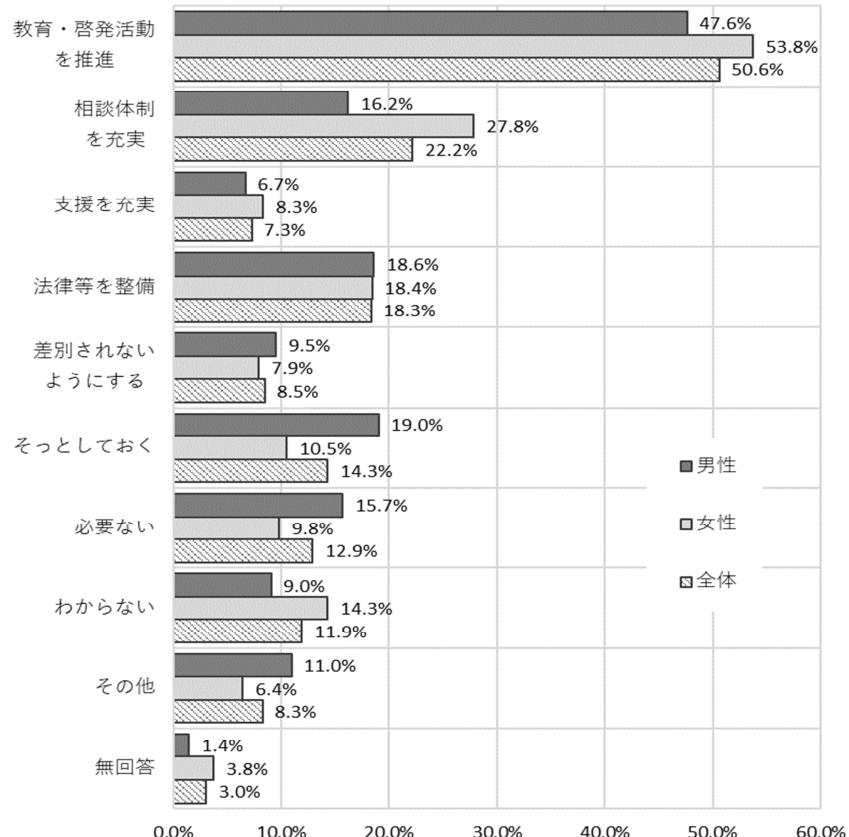


図4 「あなたは、部落問題を解決するために、どのようなことが必要だと思いますか。」



## 【施策の基本的方向】

### 1 部落問題の正しい理解

- (1) 部落問題の理解を深め、人権意識の普及・高揚に向けた教育及び啓発活動を、町民や人権に関わる団体等と協力しながら推進します。
- (2) 町民一人ひとりが部落問題を自らの課題として捉え、部落差別の解消に向けた行動化につながるよう学習機会の提供と啓発の推進に努めます。
- (3) 学校教育の充実と教職員の人権教育の実践力を高めるため、教職員の研修に努めるとともに、保護者の研修の推進に努めます。

### 2 発達段階に応じた教育・啓発の推進

こども園・保育園、小中学校において、子どもたちの発達段階に応じた人権教育を推進します。

### 3 文化センター事業の取り組み

文化センター事業を通じ、周辺地域も含めた地域社会の福祉の向上や、人権啓発のための住民交流を図っていくとともに、部落問題の解決に向け必要な取り組みを行います。

### 4 差別の解消に向けた取り組み

- (1) 相談窓口の周知に努め、差別的な扱いをされた人に寄り添い、関係機関と連携し、相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。
- (2) 差別事象が発生した場合は、「琴浦町差別事象等対応マニュアル」に基づき、速やかに事実関係を把握し、再発防止への取り組みや今後の啓発活動のあり方について検討します。
- (3) インターネット上で、差別を助長・誘発する目的で、特定の地域を被差別部落であると公開するなどの書き込みを確認した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めます。
- (4) 身元調査などを目的とした、戸籍等の不正取得による個人情報の悪用やプライバシーの侵害を防ぐために「本人通知制度」の周知に努めます。

## 6 アイヌ民族の人権



### 基本目標：アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現

#### 【現状と課題】

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っていますが、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

令和元（2019）年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別等の禁止やアイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められ、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を総合的かつ効果的に推進することにしています。

今後も先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、その歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

#### 【施策の基本的方向】

##### 1 アイヌの人々に対する理解

- (1) アイヌの人々に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け、国や県等の関係機関と連携を図り、啓発及び相談支援等の取り組みを推進していきます。
- (2) アイヌの人々に対する理解の促進、文化の振興、地域・産業及び観光の振興、多様な文化との交流促進について、理解と認識が深まるようアイヌの文化・歴史等の普及・啓発を推進していきます。

## 7 外国にルーツがある人の人権



**基本目標：国籍等の異なる人々が、相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・安全に暮らしていける社会の実現**

### 【現状と課題】

今日、日本を訪れる外国人は増加の一途をたどっており、地方においても、地域、学校、職場などさまざまな場面で外国にルーツがある人と接する機会が日常的になっています。その一方で、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人の問題や、民族、言語、宗教、生活習慣などの違いについての理解が十分でないことから、外国にルーツがあることを理由に、さまざまな差別事案が発生しています。このような偏見や差別をなくすために、互いの国の文化や生活習慣、歴史等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

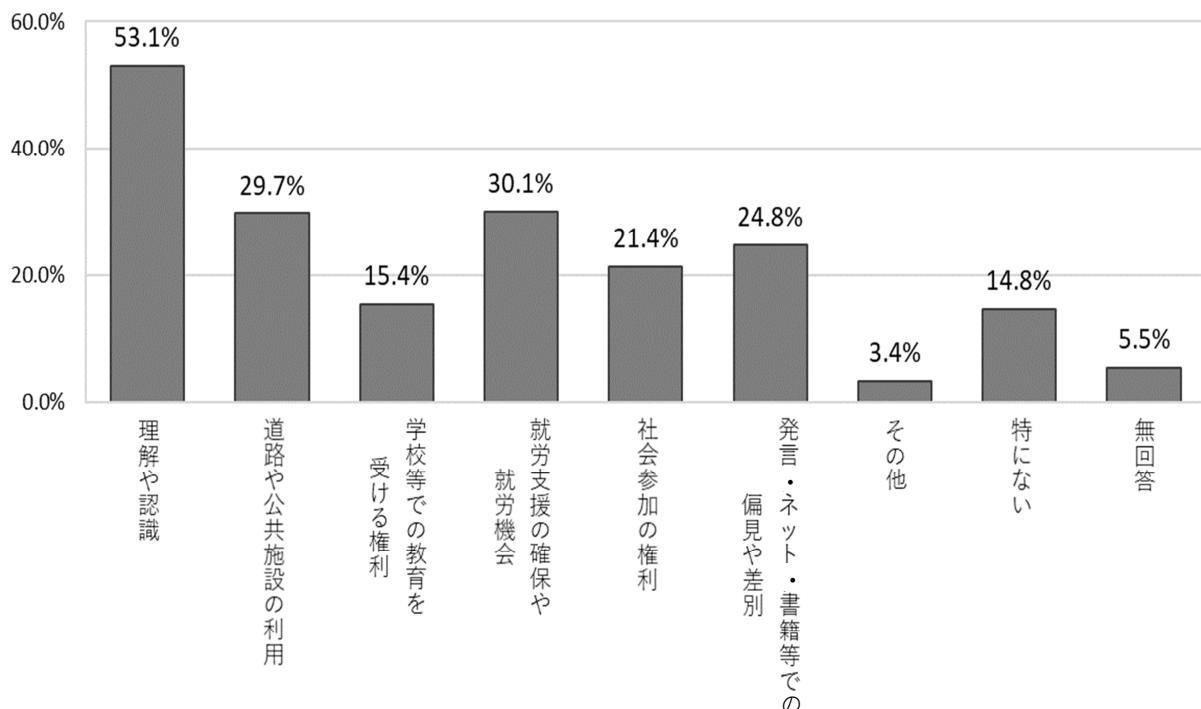
近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会問題となっています。ヘイトスピーチは、人間として対等かつ平等に生きる権利である憲法第14条の「法の下の平等」を侵害する行為です。ヘイトスピーチについては、平成28(2016)年6月に、脅迫的言動や著しい侮辱、排除の扇動などの「不当な差別的言動」は許されないとした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が成立し、施行されました。

本町の在住外国人は、過去の我が国による植民地支配など、さまざまな経緯により定住されるようになった方々、仕事や結婚などで来日され定住された方々、企業等が、東南アジア地域から受け入れている研修・技能実習生等さまざまです。外国にルーツがある人にとっても自国の文化や習慣は、人格形成の重要な一部です。同じ住民として異なる文化を尊重し合い、共に生活していくことが大切です。

令和元（2019）年度に実施した意識調査の「あなたは、現在、日本に在住する外国人に対してどのような人権問題があると思いますか。」という質問に対して、「理解や認識」が53.1%と高く、次いで「就労支援・機会」30.1%、「公共施設の利用」29.7%という結果になりました。

今後、在留外国人の増加が見込まれる中で、外国にルーツがある人と接する機会はますます増加することが予想されます。外国にルーツのある人（就労等で一時的に滞在している人も含め）の孤独・孤立を防ぎ、交流の機会の提供や地域に溶け込める支援を行い、人と人とのつながりをつくる取り組みが求められます。多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、それぞれの国の歴史・文化や価値観の違いを認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

図1 「あなたは、現在、日本に在住する外国人に対してどのような人権問題があると思いますか。」  
 「第3回町人権・同和教育に関する意識調査」(令和元年)



### 【施策の基本的方向】

#### 1 国際理解・交流の推進

- (1) 異なる文化や、価値観の違いを認め合い、多様性への理解を深めるための啓発活動を実施します。また、広い視野で他国を理解し、平和的・友好的な交流ができるよう歴史学習についても取り組みます。
- (2) 園や学校においては、園児、児童生徒の国際理解を深めるため異文化交流の推進に努めます。
- (3) 町国際交流協会の交流イベント等の支援を行い、交流の機会の提供や国際理解を深める取り組みを行います。

#### 2 生活情報提供・相談支援体制の充実

- (1) 外国にルーツがある人に対し、生活に必要な情報についてホームページの多言語化、わかりやすい日本語での表記などの配慮を行い、わかりやすく情報提供していきます。
- (2) 外国にルーツがある人が同じ住民としての権利とサービスを享受できるよう、権利の保障に努めます。
- (3) 外国にルーツがある人の人権や、日常生活を送る上でのさまざまな悩みや困りごとについて相談者の立場に立った適切な支援を行うとともに、日本語の習得については、鳥取県国際交流財団の日本語クラスを紹介するなど、関係機関と連携し相談支援を行います。

(4) 外国籍の児童生徒や、外国にルーツがある児童生徒に対し、学習支援員等を配置し学習及び学校生活の支援を行います。

### 3 社会参画の推進

(1) 外国にルーツがある人が自分自身も地域における対等な構成員であるとの認識を持ち、さまざまな活動に主体的に参加し、地域の担い手としてその能力を発揮することができるよう地域活動への参画促進に努めます。

(2)企業に対し、採用の促進及び啓発の実施や就労に必要な教育機会の充実を要請していきます。

(3) 町内に暮らす外国人の実態把握に努め、外国にルーツがある人の人権を尊重するため、相互交流を図り、相互支援ができる団体育成を図ります。



## 8 病気にかかわる人の人権

**基本目標：病気から生じるさまざまな人権問題が解消され、また患者本位の医療体制が構築された社会の実現**

### 【現状と課題】

さまざまな病気や感染症等に対する知識や理解の不足から、日常生活・職場・医療現場など社会生活のさまざまな場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。

私たちは今日も、さまざまな感染症のリスクにさらされており、特に治療薬やワクチンが未開発の感染症が発生した場合には、感染に対する恐怖や不安が人々をパニックに落としいれ、患者やその家族、医療従事者に対する不当な扱いを生じさせることができます。実際、令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的大流行においても、感染された方をはじめ、その家族、医療従事者等に対する不当な取り扱いや、インターネット上の誹謗中傷の書き込みを行うといった、差別や嫌がらせが問題になりました。

近年はこの新型コロナウイルス感染症に関する人権問題が目立ちましたが、過去にも現在にもさまざまな病気によって人権侵害は起こっています。

例えば、ハンセン病については、国による隔離政策と官民一体となって行われた「無らい県運動」により、長年にわたり強制的に施設入所させられて地域や家族との関係を絶たれるという不当で苛酷な人権侵害が起こったことや、社会全体にハンセン病が恐ろしい病気であるという誤解を与える、差別や偏見を助長してきました。平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止され、長い強制隔離政策は終了しましたが、その後も偏見に基づく差別事象が発生しています。

ハンセン病の他、HIV感染やエイズ、梅毒などの性感染症、結核や肝炎など予期できない感染による病気、精神疾患、難病など、さまざまな病気において正しく理解されないまま病名から勝手なイメージが先行して、現代においても病気を由来とした偏見や差別が存在・発生しています。

さらに、超高齢化社会に入ったことで、高齢者人口の増加と共に、認知症患者の増加が社会全体の課題になっています。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、令和5（2023）年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されました。認知症は高齢者だけが患うものではなく、若い世代でも発症することがあり、65歳未満の人が発症する認知症を「若年性認知症」と言います。認知症は高齢者が発症するもの、働き盛りの世代には関係ないと思っている人も少なくありません。若年性認知症は、家庭生活・社会生活にも大きく影響を与えるため、当事者も不当な扱いや疎外されることが心配で周囲に知られることを恐れ、相談しづらい現状があります。若年性認知症に関する知識はまだまだ普及途上であり、認知症になっても、生きがいをもち安心して地域で生活できる取り組みが必要です。

病気にかかっている人や家族の人権に十分配慮し、プライバシーの保護や治療に関する自己決定権も保障されることが必要です。さまざまな病気に関して、医療職以外の方々は正しく十分に知る機会がなかなか身近にないため、病気について相談できる環境があることや、正しい知識の普及啓発を続けて行くことが課題となっています。

## 【施策の基本的方向】

### 1 病気に対する正しい知識の普及啓発

- (1) 町民への病気に対する正しい理解を深めるとともに、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすために関係機関と連携して啓発活動や講演会を実施します。
- (2) 病気にかかわるへの人権侵害の歴史にしっかりと目を向け、同じ過ちは二度と繰り返さないという強い覚悟と決意のもと、さまざまな病気に対する正しい知識や情報の普及と啓発に努めます。

### 2 病気にかかわる人の人権を守る取り組み

患者や関係者の人権について、関係機関と連携を図りながら相談窓口等の周知に努め、プライバシーの保護を徹底し、相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。

### 3 認知症関連施策の充実

- (1) 認知症に関する正しい知識や認知症の方に関する正しい理解を深めることができるよう啓発・広報等を行います。
- (2) 認知症の早期発見・治療ができるよう隨時相談を受け付け、専門医の相談や医療機関等につなげます。
- (3) 認知症の方やその家族が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活に関する相談や、地域で支え合うことができる仕組みづくりに取り組みます。



## 9 刑を終えて出所した人の人権

**基本目標：刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営める社会の実現**

### 【現状と課題】

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、矯正施設入所者の抱える問題や社会的背景、現状の実態等についての関心と理解を深めていくことが必要です。

国では平成 29 (2017) 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、再犯防止推進計画が策定されました。本町も町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

### 【施策の基本的方向】

#### 1 更生社会復帰に向けた取り組み

- (1) 「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を実施します。
- (2) 犯罪や非行をした人が罪をつぐない、社会復帰することを支える更生保護に関わる団体等の各種活動を支援します。
- (3) 本人やその家族等からの相談を踏まえ、出所後直ちに必要な各種福祉サービスにつなげ、円滑に社会復帰できるよう、必要な支援を行います。

## 10 犯罪被害者等の人権



**基本目標：犯罪被害者とその家族等が被害の回復等に向けて、適切な支援を受けられる社会の実現**

### 【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちをかけるように興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、安心・安全な私生活が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

その対策として、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等への権利や利益の保護を図るため、平成 17（2005）年 12 月に「犯罪被害者等基本法」に基づく「犯罪被害者等基本計画」が作られました。毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日までの 1 週間を「犯罪被害者週間」として犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉または安心・安全な生活への配慮の重要性について理解を深めています。

地域における被害者支援への理解をさらに深めるためには、犯罪被害者とその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解をさらに深めていくことが必要です。

### 【施策の基本的方向】

#### 1 犯罪被害者等への理解の推進

プライバシー保護の観点から犯罪被害者等の人権に関する啓発・広報を実施します。

#### 2 犯罪被害者等に対する支援の推進

(1) 人権擁護機関と連携し、犯罪被害者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する相談支援など適切な対応を行います。

(2) 犯罪被害者等は、犯罪によって直接、身体的、精神的、経済的な被害を受けるなど大きな負担を負います。関係機関と連携し、専門家による心理的なケアや警察の犯罪被害給付制度につなげるなど、犯罪被害者等を支援していきます。

## 11 インターネットにおける人権



**基本目標：誰もがインターネット上で人権を侵害されることなく、安心してインターネットを利用できる社会の実現**

### 【現状と課題】

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、発信の匿名性を利用して、インターネットを悪用した行為が増えており、他人の中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）やインターネット版「部落地名総鑑」や全国の被差別部落を動画で公開する「部落探訪」等の出現、児童ポルノの流通による性的児童虐待等インターネット上でのさまざまな人権侵害が発生しています。

国においては、特に子どもたちの安全を配慮して、平成21（2009）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を、またリベンジポルノ<sup>※1</sup>等による被害の発生・拡大を防止するため、平成26（2014）年には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）の特例及び「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」を施行しました。

しかし、インターネット上では、依然として、違法な情報や有害な情報が氾濫し、特定の個人に対して多くの誹謗中傷の書き込みが行われたり、デマやフェイク情報の流布が行われたりしています。特にSNS<sup>※2</sup>上での誹謗中傷は、人の命を奪う事態まで引き起こしています。

こうしたことから、国では、令和2（2020）年に「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」が取りまとめられました。

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する理解を深めていくことが必要です。

#### ※1 リベンジポルノ

元交際相手や元配偶者の性的な写真・動画などを、インターネット上で不特定多数の人に公開する嫌がらせ。

#### ※2 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。狭義には、人ととのつながりを促進・サポートする、「コミュニティ型の会員制のサービス」と定義される。代表的なものには、フェイスブック（Facebook）、エックス（X 旧Twitter）、ライン（LINE）、インスタグラム（Instagram）などがある。

### 【施策の基本的方向】

#### 1 ネットにおける人権の教育・啓発

情報の収集・発信における個人の責任や情報リテラシー<sup>※3</sup>について理解を深めるための教育・啓発を行います。

#### ※3 情報リテラシー

情報と識字（リテラシー）を合わせた言葉。情報を自己の目的に適合するように使用できる能力。

## **2 被害者等への相談支援の推進**

- (1) インターネットにおける人権侵害について、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組むとともに、相談窓口の周知に努めます。
- (2) 県のネットモニタリングネットワークで県内の自治体と意見交換を行い、インターネット掲示板などのモニタリングを実施します。また、インターネットによる人権侵害の早期発見を図るため県と連携し、必要に応じて削除要請を行うなど、被害の拡大防止に努めます。

## 12 北朝鮮当局による拉致問題等



### 基本目標：北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

#### 【現状と課題】

拉致問題は、北朝鮮当局が日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去ったものであり、わが国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な人権侵害で許し難い行為です。被害者の方はもとより、その家族にとっても大変苦しい日々が長く続いています。

平成 14（2002）年、政府認定拉致被害者 17 名のうち 5 名とその御家族の帰国が実現しましたが、その他の被害者については、依然として安否不明のままであります。また、このほかにも、拉致された可能性を排除できない人たちが多数います。北朝鮮は、平成 26（2014）年 5 月の日朝合意により、再調査を約束したものの、平成 28（2016）年 2 月に調査の全面的な中止を発表し、それ以降、拉致問題の具体的な進展は見られません。

国は、国際社会と連携しながら、北朝鮮当局による拉致問題等の人権侵害問題解決に向けて国民の認識を深めるため、平成 18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を施行し、わが国の差し迫った重要な国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題であると明確化しました。

近年は、国際的にも関心が高まり、平成 26（2014）年 3 月には、国連の北朝鮮人権調査委員会が、拉致及び拉致被害者の置かれる環境を「人道に対する罪」と断定する最終報告書を公表し、国連人権理事会に提出しました。

鳥取県には北朝鮮当局により拉致された政府認定拉致被害者の松本京子さんをはじめ、拉致された疑いのある人がいます。すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を願い、拉致問題の解決に向けた町内の機運を高めるため、私たち一人ひとりが強い関心を持って啓発活動を実施するなど、この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

#### 【施策の基本的方向】

##### 1 国・県と連携した広報・啓発の推進

北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12 月 10 日から同月 16 日まで）等において、国や県と連携して、拉致問題についての講演会、町報等への掲載、ポスターの掲示、町職員のブルーリボン着用等の啓発活動を行います。

## 13 生活困窮者の人権



**基本目標：経済的な困窮など生活に課題を抱えている人々が、健康で文化的な生活を営める社会の実現**

### 【現状と課題】

生活に課題を抱え経済的に困窮している人は、地域社会からも孤立していることが多く、そのことが生活の課題解決を困難にしています。

生活に課題を抱え経済的に困窮している人の自立と尊厳を確保するため、経済的な自立だけではなく、日常生活・社会生活の自立も含めた支援が必要です。課題解決のためには、つながり合い、お互いに支え合う地域社会づくりが必要とされています。

貧困は生存権や教育を受ける権利など、人として生きる上での保障されるべき権利をおびやかすことから生活保護法に加えて、平成 27（2015）生活困窮者自立支援制度が導入されました。

派遣労働者等をはじめとする非正規雇用者や離職者は依然として多い傾向にあり、正規雇用の増加に向けての各種の補助制度や相談支援体制の充実・強化や住宅の確保など生活の安定のための支援が必要です。

### 【施策の基本的方向】

#### 1 自立に向けた支援の推進

(1) 困りごとのある人の相談を包括的に受け止め、複合的な課題を解決していくため、地域や関係機関の連携による包括的な相談支援体制の充実を図ります。

(2) 自立に向けた社会参加や就労支援など、お互いに支え合える地域社会づくりを進めて、地域共生社会の実現を目指します。

(3) 就労の支援に関しては、求職者に対し、しごとプラザ琴浦での就労相談を行うとともに、関係機関で求人企業とのマッチング支援を行います。

(4) 就労に困難を抱えた人の相談支援については、生活困窮者相談員が関係機関と連携し、さまざまな社会制度や社会資源を活用しながら、支援を行います。

#### 2 生活困窮者の人権に関する教育・啓発

生活困窮者に対する、偏見や差別を解消し、正しい理解を促進するために、国・県と連携して教育・啓発を行います。

## 14 性的マイノリティの人権



**基本目標：性的マイノリティの人たちが自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会の実現**

### 【現状と課題】

LGBTQ（性的マイノリティの人の総称）※<sup>1</sup>やSOGI（性的指向・性自認）※<sup>2</sup>に対する無関心や誤った認識が偏見や差別を生み、性的マイノリティの人が学校や職場で生きづらさを感じていることなどの人権問題が発生しています。

このようなLGBTQやSOGIなどを理由とする差別的な扱いについては、人権としての認識が高まってきています。

しかし、理解はまだ不十分であるため、社会生活のさまざまな場面で人権侵害が生じています。そのため、偏見や差別を恐れて、カミングアウト（本人が他人に伝えること）することができない現実やカミングアウトした場合でも、それを受け入れる側がきちんと受け止める対応ができなかったり、打ち明けられたことを他言してしまったりする（アウティング）という人権侵害によって周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりするなどの人権問題も指摘されています。

国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が十分ではない現状を鑑み、令和5（2023）年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」を制定しました。

まず、異性愛者など自らが持っている性の属性も多様な性のひとつであるという認識のもと、多様な性のあり方を多くの人が認識し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

県は、県民一人ひとりが性の多様性を尊重し、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会を実現するため、令和5年10月から、「とっとり安心ファミリーシップ制度」を施行しました。この制度は、県が同性パートナーを家族として公的に証明し、県内市町村等と連携して行政サービスを提供する制度です。本町でも県と連携協力して、制度を活用した行政サービスが提供できるよう取り組みます。

#### ※1 LGBTQ

「LGBTQ」とは、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両性を好きになる人）、トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）、クエスチョニング（性的指向や性自認が定まっていない、もしくは意図的に定めていない人）の頭文字をとったものである。

#### ※2 SOGI

性的指向（sexual orientation）と性自認（gender identity）の頭文字をとった略称である。この表現は、特定の性的指向や性自認の人のみを対象とする表現ではない。

## 【施策の基本的方向】

### 1 性的マイノリティに関する教育・啓発

LGBTQやSOGIなどを理由とする偏見や差別、いじめ等の人権侵害がないよう、多様な性について理解を深めるための教育及び啓発を推進します。

### 2 「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した行政サービスの提供

県の「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した、行政サービスを提供し、性的マイノリティの人やその家族が、安心して自分らしく生きられる社会の実現を目指します。

### 3 相談支援体制の充実

性的マイノリティの人やその関係者からの相談に適切に対応するため、国、県、専門機関や医療機関等と連携した相談体制の充実に努めます。

## 15 災害等に起因する人権



**基本目標：震災等の災害に起因する人権侵害及び偏見や差別をなくそう**

### [現状と課題]

我が国では、毎年全国各地で地震、台風、豪雨、豪雪、土砂災害など多くの災害が起きていますが、災害と人権問題は切り離せない関係にあります。

大規模災害では、避難生活を余儀なくされることとなりますが、被災者は避難所でも多くの困難に苦します。平成7（1995）年の阪神・淡路大震災以降、災害時の避難所運営における子どもや女性、高齢者、障がい者、外国人など支援や配慮を必要とする人々への配慮が行き届いていない状況や、女性に対するDVや性犯罪被害が問題になっています。平成23（2011）年、東日本大震災でもこの問題はクローズアップされました。

あわせて、災害に関する風評被害や広域避難者<sup>※1</sup>に対する、いじめ、妬み、偏見や差別等の問題などの人権侵害を防ぐことも課題となっています。

こうしたことから国は、平成17（2005）年の「防災基本計画」に男女共同参画の視点を初めて盛り込むとともに、「第3次男女共同参画基本計画」でも、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新たに重要分野の一つと位置づけ、「地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の多様な視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図ることを明示しました。

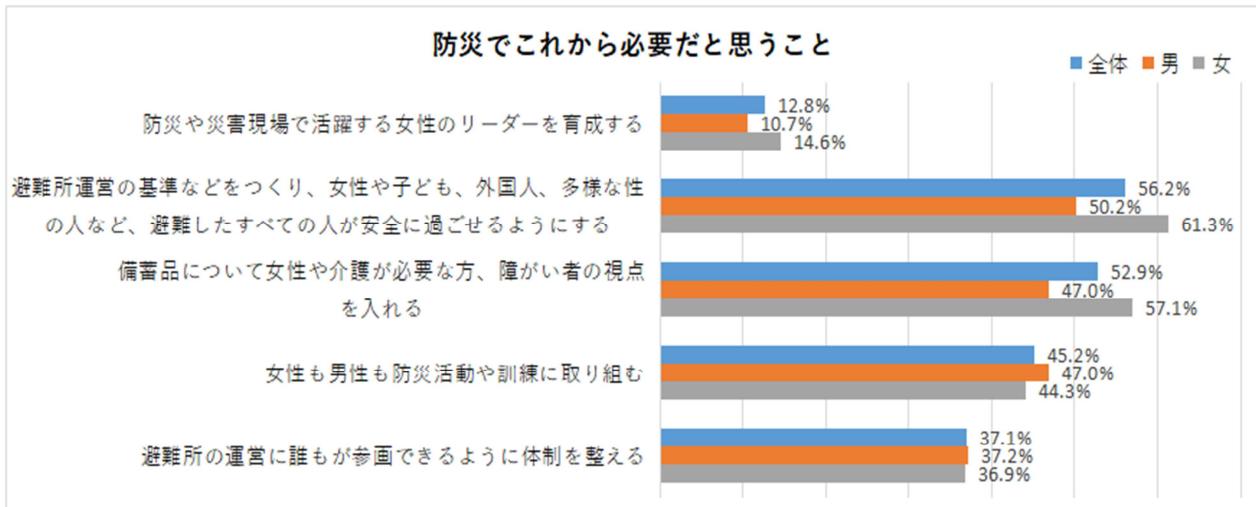
本町においても、「町地域防災計画」の基本方針に「女性、高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する人をはじめとする町民の多様な意見の反映」を位置づけ、災害時の応急対応や避難所等での救援対策について、被災者の人権に配慮した対策とするよう定めています。

また、災害発生時の避難所等に特に支援が必要な人をあらかじめ把握し、自主防災組織等地域と連携し、迅速かつ的確に支援を行うことができる支援体制を整えることが重要です。

#### ※1 広域避難者

2011年に発生した東日本大震災など大規模な災害等により、今もなお全国に避難されている方々のように、遠方へ避難された方を「広域避難者」または「県外避難者」と呼ぶことがある。

参考：「町男女共同参画に関する意識調査」（令和4年）



## 【施策の基本的方向】

### 1 要支援者及び被災者への支援体制等の強化

- (1) 災害時に配慮が必要な方への支援が行えるよう、自治会や自主防災組織等と連携し、共助の取組を推進します。
- (2) 避難所の設備・備品・運営方針等に関し、さまざまなマイノリティ（少数者側）の人の視点を取り入れます。
- (3) 自治会や自主防災組織が行う防災に関する活動の支援を行い、地域防災力の向上を図ります。
- (4) 災害時における相談窓口を設置し、被災者の生活支援、自立支援を行います。

### 2 適切な情報提供及び教育・啓発

- (1) 災害時の情報伝達について、さまざまな伝達方法を検討・整備するよう努めるとともに、平時から情報伝達手段の広報を行います。
- (2) 被災者、被災地、広域避難者に対する差別や人権侵害、風評被害を起こさないよう、適切な情報提供や教育・啓発に努めます。

## 16 個人情報の保護



### 基本目標：個人情報の保護とプライバシーの権利が保障される社会の実現

#### 【現状と課題】

私たちは、私生活上の事柄をみだりに第三者に公開されない法的権利を有していますが、個人情報の流出や漏洩は、これに反するものであり、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題です。

近年、情報化社会や情報通信技術（ＩＣＴ）の進展により、民間部門においては、電子商取引の進展、顧客サービスの高度化が実現され、公的部門においても、行政サービスを向上させるため、コンピュータによる各種情報の処理、集積が不可欠となっています。

しかし、私たちの生活に豊かさや便利さがもたらされる一方で、コンピュータウイルスや不正アクセスによる個人情報の漏洩、インターネット上への個人情報の掲載など個人のプライバシーが著しく侵害される事象が多発しています。

また、平成27年（2015年）に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が施行され、国民一人ひとりに個別の番号が割り振られるなど、より一層の個人情報の適正な取扱いを確保する必要があります。

本町においても、職員一人ひとりが町民の個人情報を保護することは町民の人権を守ることであるという認識に立ち、利用目的を明確にし、必要な範囲内で正確な個人情報を適切に収集・管理し、業務を遂行することが強く求められています。

個人のプライバシーを保護することは、個人の尊厳を基本とする情報化社会の実現のために最も重要なことであり、官民一体となって、個人情報の保護とプライバシーの権利が保障される社会の実現に向け、取組を推進する必要があります。

#### 【施策の基本的方向】

##### 個人情報保護の推進

（1）学校、地域、行政、企業などのプライバシー、個人情報保護についての教育研修の機会の充実を図るなど、個人のプライバシー保護に関する知識の向上や人権意識を高める活動を積極的に支援します。

（2）令和5年（2023年）4月から法体系が一元化され、「個人情報の保護に関する法律」の規定が直接地方公共団体に適用されました。個人情報ファイル簿<sup>※1</sup>の作成・公表が義務付けられるなど、個人情報の取扱いに係る全国的な共通ルールが設定されることで、更なる個人情報の適正な取扱いに努め、個人の権利利益の保護を図ります。

（3）「住民票の写し等の交付にかかる本人通知制度」について、広報紙やホームページ等により広く住民への周知に努め、住民票や戸籍謄本などの不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ります。

##### ※1 個人情報ファイル簿

保有している個人情報ファイル（個人情報をデータベース化したもの）の名称、利用目的、記録項目などの個人情報ファイルに関する概略を記載した帳簿の事を指す。

## 17 その他の人権課題、新たな人権問題



### 基本目標：新たな人権問題の性質や状況に応じた施策の検討

#### 【現状と課題】

情報技術の進展や社会情勢の変化など時代の流れの中で、解決すべき差別や人権の課題は複雑化・多様化してきています。社会的マイノリティの人たちへ向けられる些細な言動であるマイクロアグレッション<sup>\*1</sup>の問題や、複数の人権課題を抱える人たちの存在、いわゆる複合差別の問題も見落としてはいけません。社会にある差別を別々に切り分けて理解し分析しようとする視点からは、複合的に存在する社会の障壁と、それらの複雑な影響や不平等をなくすことは不可能です。さまざまな人権課題は互いに相関し、複合していることを考慮しながら施策を推進していきます。

日頃から自らの人権意識の高揚に努め、新たな課題に気づく知性や感性を養うことが大切です。そして新たな課題が発見されたときには、その課題を受け止め、解決の方策を探っていくことに努めます。

今後も、自然災害、疫病の流行、科学技術の進展に伴う社会状況の変化等により、新たな人権課題が発生していく中で、そのような課題を克服していくためには、まず、人権について一人ひとりが正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中での態度や行動に確実に根付くようになることが大切です。そして、お互いの人権を尊重し合うことの大切さが、社会全体に広く深く浸透していくことが重要です。

#### ※1 マイクロアグレッション

マイノリティの属性を持つ人に対し、尊厳を傷つけたり、排除したりする言動。言葉の裏に、攻撃的なメッセージが隠されている。発している側に自覚のないことも、少なくない。

#### 【施策の基本的方向】

##### 新たな人権課題等に対する取り組みの推進

- (1) 社会情勢等の変化にともない、新たに出現した人権問題や、顕在化した人権課題の解決に向け必要な取り組みを行います。
- (2) 「町人権施策基本方針」を5年ごとに見直し、新たな人権問題及び課題について、計画に取り入れ、必要な施策を実施していきます。

## 第4章 具体的な取り組み（実施計画）

### 【人権施策の推進方針】一共通事項一

#### 1 人権・同和教育、啓発の推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
就学前における人権・同和教育、啓発の推進	就学前における人権・同和保育の推進	人間形成の重要な過程にある乳幼児に対し、心豊かなつながりの中で生きる力や人権を大切にする心の基礎を育む。	こども園・保育園
	職員研修の実施	保育教諭等の資質向上を図るため、研修機会を充実させ実践的な取り組みにつなげる。	こども園・保育園 子育て応援課
	保護者研修の実施	保護者への人権意識の向上を図るため、研修機会の提供に努める。	こども園・保育園
	町乳幼児教育研究会の開催	人権・同和保育（教育）の推進と発展のため、研究・協議を行い、より良い教育・保育活動の確立に努める。	こども園・保育園 文化センター
	町人権・同和教育推進協議会における学校・園部会の取り組み	こども園・保育園、小中学校が連携して研究会等を開催し、人権・同和教育を推進する。	こども園・保育園 小中学校 町人権・同和教育推進協議会
学校における人権・同和教育、啓発の推進	学校における人権・同和教育の推進	社会奉仕体験活動、高齢者や障がいのある人などとの交流活動、自然体験活動などさまざまな体験活動をとおして人権・同和教育を推進する。	小中学校
	職員研修の実施	教職員の資質向上を図るため、研修機会を充実させ実践的な取り組みにつなげる。	小中学校
	保護者研修の実施	保護者への人権意識の向上を図るため、研修機会の提供に努める。	小中学校
	人権課題を抱える子ども及び保護者への支援	必要な配慮や支援が確実に行われるよう、本人保護者等と十分に連携を行う。また、安心して学校生活を送れるよう、職員研修や支援会議等を随時実施する。	小中学校
	人権・同和教育参観日の実施	人権・同和教育参観日を実施し、保護者、家庭、地域と連携して人権・同和教育を推進する。	小中学校
	輪読の実施	人権に関する絵本を学年毎に選定し輪読を行う。親子と一緒に読み、感じたことを各家庭で話し合うことで、絵本をとおして家庭教育を行う。	こども園・保育園 小学校
	人権学習の講師派遣	小中学校が開催する、人権学習のゲストティーチャーとして授業に協力する。	人権・同和教育課 文化センター
	人権標語の取り組み	人権尊重の意識を広めるために、小中学生から人権標語を募集する。	人権・同和教育課 小中学校
	人権の花運動の実施	協力して花を育てることをとおして、心を豊かにし、人を思いやる大切さを学ぶため、各小学校で人権の花運動を実施する。	人権・同和教育課 小学校

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
学校における人権・同和教育、啓発の推進 (続き)	対象別人権・同和教育研修事業	学校の保護者研修で、人権・同和教育研修を行う場合に助成を行う。	人権・同和教育課
	町人権・同和教育推進協議会における学校・園部会の取り組み	こども園・保育園、小中学校が連携して研究会等を開催し、人権・同和教育を推進する。	こども園・保育園 小中学校 町人権・同和教育推進協議会
家庭、地域における人権・同和教育、啓発の推進	人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）の開催	一人ひとりが人権を正しく理解し、あらゆる差別の解消と人権尊重のまちづくりを推進するため、人権・同和教育部落懇談会を開催し、地域における人権意識の高揚を図る。	人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	差別をなくする町民のつどい（人権フェスティバル）（仮称）の開催	町民を対象にさまざまな人権をテーマに講演会や、小中学校、各団体の実践や活動報告を行い、人権について学び、考える機会を提供する。	人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	町人権・同和教育推進協議会における社会教育部会・福祉部会の取り組み	関係組織及び団体が連携して研修会等を開催し、人権・同和教育を推進する。	人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	町人権・同和教育推進協議会における各種大会等への派遣	県内外で開催される各種大会、講演会及び研修会へ、町人権・同和教育推進協議会の構成員を派遣し、あらゆる人権課題に対する正しい理解及び資質の向上を図る。	人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	啓発活動の実施	町人権・同和教育推進協議会主催で、町民を対象にさまざまな人権をテーマに啓発事業を実施する。	人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	人権まなびの講座	町民に対し、あらゆる人権課題をテーマに講座を開催し、学習する機会を提供する。	文化センター
	対象別人権・同和教育研修事業	地域で人権・同和教育研修を行う場合に助成を行う。	人権・同和教育課
	子育て講座の実施	保護者を対象に、家庭教育講座を実施し、子どもとの関わり方等子育てに必要な知識を学び、子どもの成長を喜び、楽しみながら子育てができる機運を高める。	社会教育課 教育総務課 子育て応援課 小中学校 こども園・保育園
企業等における人権・同和教育、啓発の推進	「10秒の愛～やさしさの貯金～」の実施	親子の絆づくりに焦点をあて、忙しい毎日の中で忘れがちな子どもとのふれあいの大切さについて啓発するために、子育ての合言葉として「10秒の愛～やさしさの貯金～」に取り組む。	社会教育課 教育総務課 小中学校 こども園・保育園
	町人権・同和教育推進協議会における企業部会の取り組み	企業における人権・同和教育研修会を推進する。	人権・同和教育課 商工観光課 町人権・同和教育推進協議会

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
企業等における人権・同和教育、啓発の推進(続き)	企業内研修への支援	企業や事業所が行う人権・同和教育研修への講師の紹介や派遣、教材等の提供を行い企業の研修を支援する。	人権・同和教育課 商工観光課
	人権擁護委員による啓発活動の支援及び協力	人権擁護委員による企業訪問や街頭啓発活動の支援及び協力をを行う。	人権・同和教育課
	対象別人権・同和教育研修事業	企業で人権・同和教育研修を行う場合に助成を行う。	人権・同和教育課

## 2 推進体制の確立・調査の実施

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
人権の視点に立った行政の推進及び職員の資質向上	職場内人権・同和教育研修の実施	全職員対象に人権・同和教育研修を実施し、行政職員として、人権を基軸にした行政サービスを行うことや、人権問題について正しい理解を習得し、人権問題の解決に積極的に取り組む意識を高める。	総務課 人権・同和教育課
	新規採用職員研修の実施	新規採用職員に人権・同和教育研修を実施する。	総務課 人権・同和教育課
	各種大会等への派遣	県内外で開催される各種大会、講演会及び研修会へ職員を派遣し、あらゆる人権課題に対する正しい理解及び資質の向上を図る。	総務課 人権・同和教育課
	町人権・同和教育推進協議会における行政部会の取り組み	行政部会の対象者に対し、研修会等を開催し資質の向上を図る。	総務課 人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
国、県、関係団体等との連携及び推進体制の充実	県との連携	県人権・同和対策課、県教育委員会、県人権文化センター等と連携して施策を推進していく。	人権・同和教育課
	指導者の養成	地域で主体的な学習活動を推進するために、ファシリテーター <sup>※1</sup> 養成講座等、指導者養成に向けた取り組みを推進する。	人権・同和教育課
意識調査の実施及び活用	町人権・同和教育に関する意識調査の実施	人権・同和教育の基礎資料を得るために、町民の人権・同和教育についての意識等の把握を目的に調査を実施する。	人権・同和教育課

※1 ファシリテーター

話し合いなどの場で参加者の発言を促したり、話をまとめたりすることで話し合いをより良い方向に導く進行役のこと。

## 3 相談支援の充実

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
国、県と連携した相談・支援体制の充実	相談窓口の周知	各人権課題について、相談窓口を町報・ホームページ等に掲載し周知を行う。	関係課
	人権相談の開催	各地区公民館を会場に人権擁護委員による人権相談を毎月2回開催する。	人権・同和教育課

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
国、県と連携した相談・支援体制の充実(続き)	民生・児童委員の活動への支援	地域のひとり暮らしの高齢者、障がい者、ひとり親家庭など要援護者家庭への定期的な家庭訪問等など、福祉全般にわたり相談や行政等への連絡を行う民生・児童委員の活動への支援を行う。	福祉あんしん課
地域共生社会の実現にむけた重層的支援体制の整備	重層的相談事業の実施	住民のさまざまな課題に対し、関係課・関係機関が連携して対応する。	関係課
	地域食堂の開催	地域のさまざまな人が集う交流の場と、誰もが安心して過ごせる居場所として、地域食堂を開催する。	文化センター・公民館
	フードバンクの取り組み	支給された食材等を他の地域食堂に分配したり、必要としている人へ配布を行う。	文化センター

#### 4 差別事象への対応

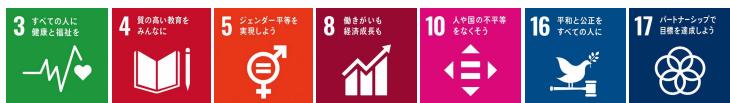
推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
差別事象への対応	差別事象等対応マニュアルに基づく対応	差別事象の関係課が「差別事象等対応マニュアル」に基づき、事実関係の正しい把握と、人権侵害の事実を明らかにする。また、当事者のケアや再発防止施策について検討する。	人権・同和教育課 関係課
	差別事象検討委員会の設置	差別事象の発生後に差別事象検討委員会を設置し、事象の要因や社会的背景を分析し、再発防止に向けて、問題解決への取り組みや今後の啓発活動のあり方について検討する。	人権・同和教育課
	インターネットモニタリングの実施	インターネット上の掲示板等のモニタリングを行い、差別書き込みを発見するとともに、削除要請を行い拡散防止に努める。	人権・同和教育課

#### 5 ユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
教育・啓発の推進	市民における理解の普及	小中学校、P T A研修、公民館講座、高齢者教室等においてユニバーサルデザインについて研修を行い、理解を深める。	関係課
ユニバーサルデザインの推進	公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進	公共施設、道路、公共交通機関等について、ユニバーサルデザイン等に配慮した生活環境整備を進める。	総務課 建設住宅課 関係課
	福祉のまちづくり推進事業	高齢者や障がいのある人など、誰もが安心して利用できる施設の普及を図り、福祉のまちづくりを推進するため、施設のバリアフリー整備（車いす使用者用トイレの整備、エレベーターの設置など）を行う費用の一部を助成する。	建設住宅課
	カラーユニバーサルデザインの推進	ホームページ、町報、ポスター、案内版について色弱者や高齢者の立場に立った色使いの配慮を行う。	総務課 企画政策課 関係課

## 【分野別施策の推進】

### 1 男女共同参画に関する人権



#### ■推進方針

- (1) 男女共同参画への理解促進
- (2) 誰もが活躍できる環境づくりの推進
- (3) 誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
男女共同参画への理解促進	教育・啓発の推進	男女共同参画への市民の意識を高め、理解を深めるための啓発や広報活動を推進するとともに、講演会や講座等による学習機会の提供に努める。	企画政策課 関係課
	男女平等を基本とする教育・保育の推進	園や学校において、子どもたちが性別にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を伸ばしていくよう、男女共同参画や性差別解消に向けた教育・保育を推進する。	こども園・保育園 小中学校
	性と生殖に関する健康・権利等についての教育・啓発の推進	学校・園において、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）をはじめとする、お互いの心身についての理解深めるための教育・保育や保護者啓発を推進する。	こども園・保育園 小中学校
	職員・教職員研修の充実	園や学校において職員・教職員が男女共同参画意識の向上をめざした研修を行う。	こども園・保育園 小中学校
	保護者への啓発	男女共同参画について、保護者に啓発を行い、子育てにおいて、子どもを性別で区別することなく、個性が大切にされるよう支援する。	こども園・保育園 小中学校
誰もが活躍できる環境づくりの推進	おとこもつくる料理教室の開催	男性も料理の楽しさを知り、食に関する関心を高め、家庭で家事を一緒に見えるよう事業を実施する。	社会教育課 公民館
	男性の育児休業・介護休業の取得の推進	女性に偏りがちな育児・介護を男性も一緒に見えるよう、男性の育児休業、介護休業取得を推進する。	商工観光課
	男性が家事・子育てに参画しやすい環境づくり	子どもに関する行事や子どもが病気の時に、男性も家事や子育てに参画しやすくなるよう、長時間労働の見直しや休みやすい雰囲気づくり等について、企業に啓発を行う。	商工観光課
	仕事と子育ての両立支援	・保育の受け皿の確保 ・多様な保育ニーズへの対応 (ファミリー・サポート・センター事業、一時保育事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業) ・放課後児童クラブ	子育て応援課

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
誰もが活躍できる環境づくりの推進（続き）	仕事と介護の両立支援	仕事と介護を両立し負担の軽減をサポートする。 ・介護保険サービスに関する相談対応 ・介護に関する制度等の周知	すこやか健康課
	就業条件の整備	職場において性差のない人材育成、公正な待遇の担保や、職場内のハラスメント防止の取り組みについて企業に啓発を行う。	商工観光課
	柔軟に働ける環境整備	女性の妊娠・出産期や、性別にかかわらず子育て、介護、更年期等の状況に応じて自身の体調や家庭と両立しながら働き続けることができる環境の整備について企業に啓発を行う。	商工観光課
	就労に関する情報提供の充実	子育て等の理由で一度離職した女性が、再び就業できるよう関係機関と連携し、制度の情報提供を行う。	商工観光課
	特定事業主行動計画の推進	女性職員をはじめ、すべての職員が活躍できる職場とするため、子育てをはじめとする家庭生活と仕事の両立ができるよう、職場環境づくりなどの取り組みを計画的に実施する。	総務課
	自治会等、地域社会活動における男女共同参画の推進	女性が自治会や地域社会活動に参加しやすくなるよう、家庭における固定的役割分担意識の解消が行われるよう啓発を行い、自治会や地域の活動に女性の意見が、さらに反映されるように努める。	関係課
	政策・方針決定過程への女性の参画推進	各審議会や委員会への男女の登用率の均等に努める。	関係課
誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの推進	性差別、DV、性暴力、各種ハラスメント等の防止に向けた啓発活動	性差別、DV、性暴力、各種ハラスメント等の防止に関する講演会等の開催、情報提供、啓発活動を実施する。	企画政策課 子育て応援課 人権・同和教育課
	DV等に関する相談支援	関係機関と連携して相談窓口の周知を行う。相談者が安心して相談できる場所や時間帯で相談を受ける等配慮し、相談者の意思を尊重し相談対応を行い必要時関係機関と連携して支援を行う。	子育て応援課 福祉あんしん課 人権・同和教育課
	DV被害者の自立支援	被害者およびその家族の一時保護や自立に向けて、関係機関と連携し支援を行う。	子育て応援課 福祉あんしん課
	防災における男女共同参画の推進	避難所の設備・備品・運営方針に関し、女性や乳幼児を抱える家庭、また多様な性のあり方に対して配慮を行う。	総務課
	こころの健康（メンタルヘルス）を確保するための取	悩みを抱える人の相談と関係機関との連携、および相談窓口の周知を行う。	すこやか健康課

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの推進（続き）	多様な性への理解促進	町民に対し、性的マイノリティに対する正しい理解を深めるための啓発活動を行う。	企画政策課 人権・同和教育課
	性の多様性に関する教育・啓発の推進	学校・園において、性の多様性についての理解を深め、固定的な意識をもたせることがないよう教育・保育に取り組み、性的マイノリティ（性的少数者）の人権が守られるよう、性差や個人差を踏まえて環境を整えるとともに必要な配慮・支援を行う。また、保護者啓発の推進に努める。	小中学校 こども園・保育園

## 2 子どもの人権



### ■推進方針

(1) 子どもの健全育成の推進

- (2) 発達支援・特別支援教育の充実  
(3) いじめ、不登校等に対する施策

(4) 児童虐待防止への取り組み

(5) 子どもの貧困対策

(6) 子どもの権利・意見の尊重

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
子どもの健全育成の推進	利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター「すくすく」)	妊娠期から子育て期までの身近な相談窓口として保健師や栄養士などが相談に応じ、関係機関とも連携しながらそれぞれのニーズに合わせて総合的に子育てのサポートを行う。	子育て応援課
	乳幼児健診	乳幼児の健康状態及び発達の確認を行い、集団健診時には保健指導・臨床心理士による子育て相談を実施し、保護者の育児支援を行う。	子育て応援課
	子育て支援センター	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う。	子育て応援課
	休日保育室開放事業	休日に未就学の子どもと保護者が一緒に過ごせる場所の提供として、しらとりこども園の休日保育室や園庭の開放を行う。	子育て応援課
	児童館事業	子どもが心身共に健やかに成長するためには、安全に遊べる居場所づくりや遊びを提供する。また、親子のふれあいや地域住民とのかかわりを通して、子どもたちの自尊感情を高め、豊かな人間形成をめざす。	文化センター
	放課後子ども教室	公民館を活用した子どもの居場所づくり活動を推進し、学習、文化活動、地域住民との交流活動を行う。	社会教育課

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
子どもの健全育成の推進 (続き)	家庭教育講座	保護者を対象に、家庭教育講座を実施し、子どもとの関わり方等子育てに必要な知識を学び、子どもの成長を喜び、楽しみながら子育てができる機運を高める。	社会教育課 教育総務課 子育て応援課 小中学校 こども園・保育園
	子ども達の見守り活動への支援	学校支援ボランティア、交通指導員及び地域安全パトロール隊による登下校の見守りを支援する。	教育総務課 社会教育課 小中学校
	コミュニティ・スクール	学校運営に地域の声を積極的に取り入れ地域と一体になり、特色ある学校づくりを推進する。	教育総務課 小中学校
	各種青少年育成団体等との連携	青少年育成、PTA等との連携を持ち、巡回指導、啓発パンフレット作成配布等により地域環境づくりを推進する。	社会教育課
	要保護児童対策地域協議会運営	要保護児童等の早期発見や適切な支援を行うため関係機関で情報交換や支援内容の協議を行い、虐待防止に向けた検討を行う。	子育て応援課
発達支援・特別支援教育の充実	発達障がいに関する理解・啓発の推進	パンフレット配布等、発達障がいに関する広報活動や保護者研修会を実施し、理解や啓発の推進を図る。	福祉あんしん課 子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
	加配保育士・学習支援員の配置	支援を必要とする子どもへの適切な支援を行い、個々の特性に応じた学びや園・学校生活が安心して送ることができるよう加配職員を配置する。	子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
	職員研修の実施	支援を必要とする子どもたちの園や学校での生活、環境のあり方、保育及び教育支援や保護者支援についての研修を行う。	子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
	関係機関との連携による支援	特別支援学校、エール発達障がい者支援センター、医療関係機関等と連携し、園児、児童生徒をはじめ、保護者や園及び学校への支援体制の整備と充実を図る。	福祉あんしん課 子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
	相談支援体制の充実	町内のこども園・保育園及び学校において子育てに関する不安や悩みを解消するために、療育・相談機関やスクールカウンセラー等を活用し、保護者を支援する。	福祉あんしん課 子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
	特別支援教育就学援助費	特別支援学級に入級する児童生徒の保護者へ経済的支援を行うことで、安心して学ぶための環境を整える。	教育総務課

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
いじめ、不登校等に対する施策	校内相談体制及び支援体制の整備	アンケート等を実施し、児童生徒が抱えている悩みやストレス等の早期発見、早期対応に努め、スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制を整備する。	教育総務課 小中学校
	いじめ対策協議会の開催	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、各関係機関と連携した対応や支援を行い、相談活動を充実する。	教育総務課 小中学校
	「子どもの人権SOSミニレター」の配布	学校におけるいじめや体罰に対する活動として、児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、教職員や保護者に相談できない子どもの悩みを受け付け、関係機関と連携しながら解決につなげる。	人権・同和教育課 小中学校
	保護者支援事業 「虹の会」	子どもの不登校、引きこもり、障がいなどの悩みを持つ親たちが、抱えている不安や焦りを話し合いながら、互いに受け止め、学び合う機会を提供する。	東伯文化センター
児童虐待防止への取り組み	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に家庭訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。	子育て応援課
	子育て短期支援事業	要保護児童等の緊急避難や、養育困難家庭の子育て支援としてショートステイ事業・トワイライトステイ事業を実施する。	子育て応援課
	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に家庭訪問を行い、家事援助を行う。	子育て応援課
	「子どもの人権SOSミニレター」の配布	家庭内の虐待に対する活動として、児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、教職員や保護者に相談できない子どもの悩みを受け付け、関係機関と連携しながら解決につなげる。	人権・同和教育課 小中学校
子どもの貧困対策	児童扶養手当事業	18歳到達年度までの子どものいるひとり親家庭に、児童扶養手当を支給する。	福祉あんしん課
	医療費の助成	ひとり親家庭に対して医療費の助成を行う。	すこやか健康課
	養育に係る公正証書作成促進事業	養育費に係る公正証書等の作成に要する費用を助成する。	福祉あんしん課
	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の保護者が資格を取得するために養成機関で就業する場合に、給付金を支給する。	福祉あんしん課
	自立支援教育訓練給付事業	ひとり親家庭の保護者が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等を受講した場合に、本人が支払った費用の6割相当額を支給する。	福祉あんしん課
	災害遺児手当の支給	養育者が災害または交通事故等による死亡、または養育者に重度障害のある義務教育終了前の子どもを養育する者に災害遺児手当を支給する。	子育て応援課

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
子どもの貧困対策（続き）	就学援助費の支給	経済的理由により就学が困難な家庭の児童生徒に対し、給食費、修学旅行費、学用品費等を補助する。	教育総務課
	町進学奨励金事業	経済的理由により就学が困難な町内在住の高校生に進学奨励金を支給することにより、教育を受ける権利の保障と子育て支援を行う。	教育総務課
	学習支援事業	放課後児童クラブ及び文化センターにおいて学習支援を実施する。	子育て応援課 文化センター
子どもの権利・意見の尊重	子どもの権利に関する啓発	子どもの人権について、大人と子どもを対象にして理解と認識を深めるため広報・啓発を行う。	子育て応援課 教育総務課 人権・同和教育課
	こども園・保育園、学校における研修会の実施	子どもの人権についての職員及び保護者の研修を実施し、子どもの権利に関する理解を深める。	子育て応援課 教育総務課 人権・同和教育課

### 3 高齢者の人権



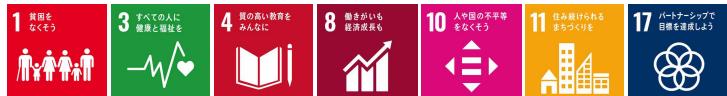
#### ■推進方針

- (1) 社会参加、自立、生きがいづくり
- (2) 福祉・介護サービスの充実
- (3) 権利擁護体制の充実
- (4) 高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
社会参加、自立、生きがいづくり	高齢者の生きがいづくりの推進	高齢者がいきいきと暮らすための講座等を開催するほか、高齢者クラブ、介護予防サークルの活動を支援し、高齢者の仲間づくり、健康づくりを推進する。	すこやか健康課 社会教育課
	高齢者の社会参加の推進	高齢者がもつ経験や知識を、園や学校、地域で活かすとともに、シルバー人材センターへの支援、介護ボランティアの育成等により、高齢者の活躍の場を確保し、社会参加の推進を行う。	すこやか健康課 教育総務課 こども園・保育園
福祉・介護サービスの充実	介護予防教室	知的活動（音読・計算など）や身体活動（転倒予防体操など）、レクリエーション活動等を行い、認知機能及び身体機能の低下を予防する。	すこやか健康課
	地域包括支援センター（生活支援コーディネーター活動）	介護が必要になっても住み慣れた地域・自宅で生活ができるよう、生活支援コーディネーターが相談窓口となり、また支援体制へつなぐパイプ役を担う。	すこやか健康課
権利擁護体制の充実	成年後見制度の利用促進	認知症等の状況にあり、財産管理や契約にともなうサービスの援助が必要な高齢者等に対し、成年後見制度の利用を支援する。	すこやか健康課

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
権利擁護体制の充実(続き)	高齢者への虐待防止への取り組み	虐待が発生した際に、高齢者虐待防止法に基づき、関係機関と連携を図り、高齢者の安全確保に努める。	すこやか健康課
高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり	地域交通対策	高齢者の買い物・通院など日々の暮らしに必要な交通手段を残していくために、町営バスの運行を行う。	企画政策課
	交通空白地タクシーサービス事業	公共交通空白地に在住する、運転免許を持たない高齢者等に対し、タクシーチケットを交付する。	企画政策課
	高齢者の総合相談事業	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることが出来るよう、地域の社会資源の活用や関係機関との連携を図りながらさまざまな相談に対応する。	すこやか健康課
	住宅管理事業	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。高齢者世帯(65歳以上で構成する世帯)は優先して入居することができる。	建設住宅課

## 4 障がいのある人の人権



### ■推進方針

- (1) 障がいのある人への理解
- (2) 地域生活への支援の充実
- (3) 雇用・就労の支援と社会参加の推進
- (4) 障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
障がいのある人への理解	市民への啓発活動	障がいのある人に対する偏見や差別をなくし、地域社会で安心して生活できるように、市民への啓発活動や学習機会を提供する。	福祉あんしん課 人権・同和教育課
	学校・園での交流活動や人権学習・啓発の推進	障がいのある人の人権の理解を深めるため、交流活動や発達段階に応じた理解を深める学習に取り組む。また、保護者啓発の推進に努める。	小中学校 こども園・保育園
	福祉体験学習の実施	障がいのある人と児童生徒との交流や体験学習の場を設け理解を進める。	小中学校
	スポーツ推進委員との連携	ボッチャなど、障がいがあってもできるスポーツを取り入れた「えんじょういスポーツ」や体力測定会の開催。地域と連携した健康づくりを推進する。	社会教育課
	障がいがある人の虐待の防止	障がいがある人の人権について啓発を行い、虐待の未然の防止、早期発見、早期解決を図るための取り組みを推進する。	福祉あんしん課 人権・同和教育課

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
障がいのある人への理解(続き)	手話教室の開催	ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の人が互いを理解し合うことを目的に、手話教室を開催し手話の普及に努める。	文化センター
地域生活への支援の充実	障がい者団体、家族会への支援及び協力	障がい者団体や家族会の活動（相互支援・学習・社会的運動）に対し、必要な支援及び協力をを行う。	福祉あんしん課
	町営バス運行委託	障がいがある人の交通手段を確保し社会参加を促すため、町営バスの運行管理委託を行う。新規で車両を整備する際はバリアフリー、ユニバーサルデザインの車両を導入する。	企画政策課
	特別障がい者等手当支給事業	在宅で生活をする重度の障がいがある人に手当を支給する。	福祉あんしん課
	自立支援給付費	障がいがある人の自立促進・生活改善・社会参加の増進のため、障がい福祉サービスの給付を行う。 （居宅介護・重度訪問介護・同行援護・療養介護・生活介護・施設入所支援・共同生活援助・就労継続支援・計画相談支援）	福祉あんしん課
	地域生活支援事業	○日常生活用具給付事業 ・自立促進・生活改善・社会参加を増進するため日常生活用具（ストマ用装具、痰吸引器等）の給付を行う。 ○日中一時支援事業 ・日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。 ○障がい者地域生活支援センター事業 ・相談支援事業、研修の実施を委託する（中部1市4町委託授業）。	福祉あんしん課
	療養介護医療費事業	障がいの軽減、除去や機能回復のために受ける医療の費用を負担することで対象者の経済的負担を軽減する。	福祉あんしん課
雇用・就労の支援と社会参加の推進	住宅管理事業	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。（障がい者世帯は優先して入居することができる。）	建設住宅課
	企業への啓発活動の推進	企業に対して、障がい者雇用の促進と就労条件についての理解を求め、生きがいのある働きやすい職場環境づくりについて啓発する。	商工観光課
	公正な採用・選考の推進	事業主に対し、「障害者雇用促進法」の遵守を求めるとともに、公正な採用及び選考に向けた啓発を行う。	商工観光課
	人権・同和教育推進協議会企業部会 企業訪問と研修	さまざまな人権課題に対応するため企業への普及啓発を行う。 ・企業訪問9月～10月 ・研修会にて啓発を行う。	商工観光課

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
障がいのある人が安心して暮らしがけられるまちづくり	障がい者への支援制度及び相談窓口等の情報提供	パンフレット、町ホームページ等を活用し、情報提供に努める。また、町障がい者地域生活支援センターで関係機関との緊密な連携による個々に対応したきめ細やかな支援を行う。	福祉あんしん課
	障害年金制度の相談窓口等の情報提供及び助言等の申請支援	パンフレット、町ホームページ等を活用し、情報提供に努める。申請手続きが複雑なため、希望者には適宜助言等を行い、申請支援も行う。	町民生活課 福祉あんしん課

## 5 部落問題



### ■推進方針

- (1) 部落問題の正しい理解
- (2) 発達段階に応じた教育・啓発の推進
- (3) 文化センター事業の取り組み
- (4) 差別の解消に向けた取り組み

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
部落問題の正しい理解	県部落解放月間	部落問題の早期解決をめざし、町民の理解と認識を深めるため、こども園・保育園園児、小中学生、行政職員によるワッペンの着用等、期間中にさまざまな啓発活動を実施する。 期間：7月10日～8月9日	人権・同和教育課 こども園・保育園 小中学校
	町部落解放週間	部落問題の早期解決をめざし、町民の理解と認識を深めるため、町独自に部落解放週間をさだめ、こども園・保育園園児、小中学生、行政職員によるワッペンの着用等、期間中にさまざまな啓発活動を実施する。 期間：12月4日～10日	人権・同和教育課 こども園・保育園 小中学校
	部落解放文化祭	部落問題をはじめとするあらゆる人権問題について町民一人ひとりが学習を深め、人権意識の高揚を図るために部落解放文化祭を開催する。	文化センター
	職場内人権・同和教育現地研修会	部落差別の現実から深く学び、町職員としての責務を自覚するとともに、あらゆる差別をなくす行動や実践につなげる。	総務課 人権・同和教育課
	新任・転任教職員人権・同和教育現地研修会	部落差別の現実から深く学び、教職員としての責務を自覚するとともに、あらゆる差別をなくす行動や実践につなげる。	教育総務課 人権・同和教育課
	現地研修会（フィールドワーク）	部落差別の歴史や実態等について、現地研修を実施し、差別をしない、させない、許さない意識の啓発を行う。	文化センター
	部落問題学習への講師派遣	小中学校および地域に対し、部落問題学習の講師として学習を推進し、部落問題の正しい理解を図る。	人権・同和教育課 文化センター

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
発達段階に応じた人権・同和教育、啓発の推進	学校における部落問題学習	発達段階に応じて基本的人権を学習していく中で、小学校高学年からの学習では、部落問題の歴史的経緯等を理解し、偏見や差別に潜む不合理性に気付く学習を行う。	小・中学校
文化センター事業の取り組み	人権まなびの講座	町民に対し、部落問題をはじめとするあらゆる人権課題について学習する機会を提供する。	文化センター
	小・中学生学習会	小中学生を対象に、学力保障、人権学習、仲間づくりの3つの柱をもとに学習を行う。	文化センター
	部落解放中部地区中学3年生交流会への参加	部落解放中部地区交流会に参加し交流を深め部落解放の意欲を高める。	文化センター
	青年及び高校生育成	地域の青年及び高校生の仲間づくりやつながりをつくるための支援を行う。	文化センター
	各種交流事業	地域住民の教養文化を高めるとともに、町民全体に広く呼びかけことで、住民が互いの理解と交流を促進する場とする。	文化センター
	保護者の活動支援	保護者としての資質の向上と親睦を図り、子どもの健全育成に努める。	文化センター
	各種教室活動	各種教室活動を支援し地域住民と周辺地域住民の生涯学習を推進するとともに、住民同士の理解と交流を促進する場とする。	文化センター
	県隣保館・児童館連絡協議会との連携	県隣保館・児童館連絡協議会が主催する研修会等に参加し、職員の資質向上を図る。	文化センター
差別の解消に向けた取り組み	文化センターにおける相談事業	職員による相談受付や家庭訪問の実施を行い、関係機関と連携を図り、相談者に寄り添った支援を行う。	文化センター
	人権擁護委員による人権相談	各地区公民館を会場に人権擁護委員による人権相談を毎月2回開催する。	人権・同和教育課
	差別事象等対応マニュアルに基づく対応	差別事象が発生した場合、「琴浦町差別事象等対応マニュアル」に基づき、速やかに事実関係を把握し、再発防止への取り組みや今後の啓発活動のあり方について検討する。	人権・同和教育課
	インターネットモニタリングの実施	インターネット上の掲示板等のモニタリングを行い、差別書き込みを発見するとともに、削除要請を行い拡散防止に努める。	人権・同和教育課
	本人通知制度の実施	住民票や戸籍等の不正請求を抑止し、個人利益の不当な侵害を防止するために本人通知制度を実施する。	町民生活課
	「身元調査お断り」の啓発	身元調査をなくしていくための啓発活動や個人のプライバシー保護に関する啓発を行う。	人権・同和教育課

## 6 アイヌ民族の人権



### ■推進方針

#### アイヌの人々に対する理解

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
アイヌの人々に対する理解	啓発活動の推進	アイヌの人々に対する理解と認識を深めるともに、偏見や差別の解消をめざして啓発活動を行う。	人権・同和教育課
	小中学校教育におけるアイヌに関する教育の充実	小中学校でアイヌの歴史や文化を学習し、理解を深める学習を行う。	小中学校

## 7 外国にルーツがある人の人権



### ■推進方針

- (1) 国際理解・交流の推進
- (2) 生活情報提供・相談支援体制の充実
- (3) 社会参画の推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
国際理解・交流の推進	地域における国際理解の推進	相互の国の伝統や文化、慣習、歴史等の学習機会の提供や交流をとおして、異文化への理解を深めるよう、地域での国際理解を推進する。	人権・同和教育課
	園における交流活動の推進	外国語指導助手との交流や外国にルーツがある保護者・園児との関わり合いをとおして文化や生活習慣の理解を深めそれぞれの文化を尊重するための素地を養う。	こども園・保育園
	学校における国際理解交流の推進	外国語指導助手をはじめ、外国にルーツがある児童生徒、地域の方などと交流等をとおして国際感覚を養い、異文化理解を深める。	小中学校
	琴浦町国際交流協会との連携	琴浦町国際交流協会の交流イベント等の支援を行い、交流の機会の提供や国際理解を深める取り組みを行う。	企画政策課
生活情報提供・相談支援体制の充実	わかりやすい生活情報の提供	ゴミの分別方法や、防災等の行政情報等生活に必要な情報について、わかりやすい方法で情報提供を行う。	総務課 関係課
	生活相談への対応	外国にルーツがある人の生活の困りごと等の相談に対応し、生活を支援する。	町民生活課
	学習支援員等の配置	外国籍の児童生徒や外国にルーツがある児童生徒の適応を促し、必要な学習支援を行う。	教育総務課
社会参画の推進	企業への採用促進及び啓発活動の推進	ハローワーク等と連携して、雇用促進に努める。在住外国人の雇用と働きやすい職場環境を実現していくため、企業啓発に努める。	商工観光課

## 8 病気にかかわる人の人権



### ■推進方針

- (1) 病気に対する正しい知識の普及啓発
- (2) 病気にかかわる人の人権を守る取り組み
- (3) 認知症関連施策の充実

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
病気に対する正しい知識の普及啓発	啓発活動の推進	町民へさまざまな病気に対する理解を深めるとともに、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくしていくための啓発活動や講演会等を実施する。	人権・同和教育課 すこやか健康課
	保健体育等における学習の推進	病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくしていくために、性教育や健康教育等をとおして、病気に関する正しい理解の普及を進める。	小中学校
病気にかかわる人の人権を守る取り組み	相談支援体制の充実	療養中の人口やその家族が一人で悩んだり孤立しないように、相談窓口の周知を行う。	すこやか健康課
認知症関連施策の充実	認知症への理解の普及・啓発	広報誌や講演会、健康教室等での啓発や、認知症サポーター養成講座の開催を行う。	すこやか健康課
	物忘れ相談	認知症の早期発見・治療につなげるため、専門医による相談の機会を設け、個別に相談に応じる。	すこやか健康課
	あたまイキイキ音読会	声に出して本を読むことで、脳の活性化が期待できるとされている。詩や昔話などをみんなで声に出して読む会を定期的に行う。	社会教育課 図書館
	認知症高齢者等SOS見守りネットワーク事業	認知症の方が行方不明になった場合、早期発見、早期保護するため警察署、町及び関係機関が連携し捜索活動が行えるようSOSネットワークの構築を行う。	総務課 すこやか健康課 関係機関

## 9 刑を終えて出所した人の人権



### ■推進方針

- 更生・社会復帰に向けた取り組み

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
更生・社会復帰に向けた取り組み	社会を明るくする運動	犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え参加するきっかけをつくることをめざし、毎年7月を強調月間とし、保護司会、更生保護女性会等と一緒に街頭啓発活動等の取り組みを行う。	人権・同和教育課
	更生保護に関わる団体等への支援	犯罪や非行をした人が罪をつぐない、社会復帰を支える更生保護に関わる団体等への各種活動の支援を行う。	人権・同和教育課

## 10 犯罪被害者等の人権



### ■推進方針

- (1) 犯罪被害者等への理解の推進
- (2) 犯罪被害者等に対する支援の推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
犯罪被害者等への理解の推進	啓発活動の推進	「犯罪被害者週間」を中心に、犯罪被害者等の人権について啓発活動を実施する。 期間：11月25日～12月1日	人権・同和教育課
犯罪被害者等に対する支援の推進	相談支援体制の充実	相談窓口の周知に努め、人権擁護機関と連携し相談支援体制の充実を図る。	人権・同和教育課
	DV等支援措置	被害者本人からの申し出により、加害者に所在を知らないよう申請者の証明書等の発行を制限することで、危害の発生を防止する。	町民生活課

## 11 インターネットにおける人権



### ■推進方針

- (1) ネットにおける人権の教育・啓発
- (2) 被害者等への相談支援の推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
ネットにおける人権の教育・啓発	啓発活動の推進	情報の収集・発信における個人の責任や情報リテラシーについて理解を深めるための教育・啓発を行う。	人権・同和教育課
被害者等への相談支援の推進	相談支援の推進	関係機関と連携し、相談者の立場に立った支援に取り組むとともに、相談窓口の周知に努める。	人権・同和教育課 関係課
	インターネットモニタリングの実施	インターネット上の掲示板等のモニタリングを行い、差別書き込みを発見するとともに、削除要請を行い拡散防止に努める。	人権・同和教育課

## 12 北朝鮮当局による拉致問題等



### ■推進方針

- 国・県と連携した広報・啓発の推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
国・県と連携した広報・啓発の推進	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」等における啓発活動	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～16日)等において、国や県と連携して、拉致問題についての講演会、町報等への掲載、ポスターの掲示等の啓発活動を行う。	人権・同和教育課

## 13 生活困窮者の人権



### ■推進方針

(1) 自立に向けた支援の推進

(2) 生活困窮者の人権に関する教育・啓発

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
自立に向けた支援の推進	生活保護扶助事業	生活困窮の程度によって、必要な扶助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を促す。	福祉あんしん課
	生活困窮者自立支援制度	生活保護に陥る前に就労支援等のさまざまな支援を行う。	福祉あんしん課
	住宅管理事業	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。	建設住宅課
生活困窮者の人権に関する教育・啓発	啓発活動の推進	生活困窮者の抱える問題や地域のつながりの大切さについて、さまざまな機会を通じて啓発を推進する。	人権・同和教育課

## 14 性的マイノリティの人権



### ■推進方針

(1) 性的マイノリティに関する教育・啓発

(2) 「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した行政サービスの提供

(3) 相談支援体制の充実

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
性的マイノリティに関する教育・啓発	啓発活動の推進	性的マイノリティを理由とする偏見や差別、いじめ等の人権侵害がないよう、多様な性について理解を深めるための啓発活動を推進する。	人権・同和教育課
	性の多様性への教育の推進	学校教育における、性の多様性に関する教育や性の多様性に配慮した保育を行い保護者への啓発を推進する。	小中学校 こども園・保育園
「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した行政サービスの提供	行政サービスの提供	県の「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した、行政サービスを提供し、性的マイノリティの人やその家族が、安心して自分らしく生きられる社会の実現をめざす。	関係課
相談支援体制の充実	相談支援体制の充実	性的マイノリティの人や関係者からの相談に適切に対応するため、相談窓口を周知し、国、県、専門機関や医療関係等と連携した相談体制の充実に努める。	関係課

## 15 災害等に起因する人権



### ■推進方針

(1) 要支援者及び被災者への支援体制等の強化

(2) 適切な情報提供及び教育・啓発

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
要支援者及び被災者への支援体制等の強化	防災における男女共同参画の推進	避難所の設備・備品・運営方針に関し、女性や乳幼児を抱える家庭、また多様な性のあり方に対して配慮を行う。	総務課
適切な情報提供及び教育・啓発	防災教育の充実	園や学校の立地や子どもの実態に応じ、さまざまな状況を想定した避難訓練及び防災教育を実施する。	総務課

## 16 個人情報の保護



### ■推進方針

個人情報保護の推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
個人情報保護の推進	「個人情報保護条例」の遵守	個人の権利や利益を保護するために、個人情報の適正な取り扱いに努める。また、職務上知りえた秘密を守る守秘義務を遵守する。 また、個人情報保護法の改正により議会が外れたことに伴って、町では新たに「議会の個人情報の保護に関する条例」を制定（令和5年3月）	全課 (議会事務局含む)
	本人通知制度の実施	住民票や戸籍等の不正請求を抑止し、個人利益の不当な侵害を防止するために本人通知制度を実施する。	町民生活課
	「身元調査お断り」の啓発	身元調査をなくしていくための啓発活動や個人のプライバシー保護に関する啓発を行う。	人権・同和教育課

## 17 その他の人権課題、新たな人権問題



### ■推進方針

新たな人権課題等に対する取り組みの推進

推進方針	事業(取組)名	内 容	主管課等
新たな人権課題等に対する取り組みの推進	その他の人権課題、新たな人権問題への対応	その他のさまざまな人権課題や、社会情勢の変化にともない新たな人権問題が発生した場合などは、人権問題の性質や状況に応じ必要な施策の検討を行う。	人権・同和教育課
	町人権施策基本方針の改訂	町人権施策基本方針を5年毎に見直し、新たな人権問題及び課題の解決に向け必要な取り組みを行う。	人権・同和教育課

○琴浦町人権尊重の社会づくり条例

令和3年3月18日

条例第5号

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、人としての尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障している日本国憲法の理念とするところでもある。

すなわち、私たち一人ひとりは、様々な個性を持ったかけがえのない存在であり、人種、民族、国籍、信条、性別、年齢、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落その他の事由により、人が生まれながらに有する人間としての権利を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして、一人ひとりの多様性が認められ、それぞれの持つあらゆる可能性が發揮される機会が与えられなくてはならない。

同時に、私たちは、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権の尊重を念頭に置いて、自らの人権行使するようにしなければならない。

しかし、今日でもなお、様々な差別、偏見及び人権侵害が依然として存在しているほか、社会状況などの変化に伴い、差別を助長し、誘発することにつながるインターネットを利用した悪質な書き込みなど新たな人権問題が生じている。

このような状況を鑑み、私たちは、「人権が尊重される社会を確立していく」という強い意志の下、一人ひとりが自分ごととして考え方主体的に行動し、互いの多様性を認め合い、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、差別、偏見及び人権侵害のない人権を尊重する社会づくり(以下「人権尊重の社会づくり」という。)に関し、町の責務及び町民(町内に在住、在勤若しくは在学する全ての者又は町内において事業若しくは活動を行う全ての事業者、地域、各種団体等をいう。以下同じ。)の役割を明らかにし、あらゆる人権に関する課題に取り組み、問題の解消を図り、もって全てのものの人権が尊重され、かつ、多様性を認め合える社会づくりの実現を図ることを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえて連携を図りながら、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、町政の全ての分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚に取り組むものとする。

(町民の役割)

第3条 町民は、第1条の目的を達成するため、町民相互に基本的人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、主体的に人権意識の向上に努めるものとする。

(町民と町との協働)

第4条 町民及び町は、それぞれの役割及び責務を果たしながら、相互に協働して、人権尊重の社会づくりに努めるものとする。

(人権施策基本方針)

第5条 町は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の社会づくりに係る基本理念に関すること。
- (2) 人権意識の醸成及び高揚を図るための人権教育・啓発に関すること。
- (3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項に関すること。

(教育及び啓発の実施)

第6条 町は、人権施策基本方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる人権に関する課題の解消を図るための教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、人権施策基本方針に基づく施策を効果的に行うため、国、県、関係団体等(以下「国等」という。)との連携に努め、推進体制の充実を図るよう努めるものとする。

(調査の実施)

第8条 町は、人権施策基本方針に基づく施策を効果的に行うため、国等が行う調査に協力するとともに、必要に応じて人権に関する町民の意識調査等を行い、その結果を町の施策に反映させるものとする。

(相談体制の充実)

第9条 町は、人権施策基本方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる人権に関する課題に係る相談に誠実・的確に応じるために必要な相談体制の充実に努めるものとする。

(人権尊重の社会づくり審議会の設置)

第10条 人権施策の推進に関する事項その他この条例の目的を達成するための事項を審議するため、人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 町長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聞くものとする。

3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項について、町長に意見を述べることができる。  
(審議会の委員)

第11条 審議会は、委員22人以内で組織するものとし、町長が次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体の代表者

(3) 町の職員

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 その他審議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。  
(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(琴浦町あらゆる差別をなくする条例の廃止)

2 琴浦町あらゆる差別をなくする条例(平成16年琴浦町条例第125号)は、廃止する。  
(琴浦町附属機関条例の一部改正)

3 琴浦町附属機関条例(令和2年琴浦町条例第4号)の一部を次のように改正する。  
〔次のように〕 略

○琴浦町人権尊重の社会づくり審議会規則

令和3年5月27日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、琴浦町人権尊重の社会づくり条例(令和3年琴浦町条例第5号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、琴浦町人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 審議会は、本町の人権に関する事項を審議するほか、町長の諮詢に応じ、人権尊重の社会づくりについて答申するものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後、最初に開催される審議会の会議は、町長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認める場合は、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。  
(琴浦町あらゆる差別をなくする審議会規則の廃止)
- 2 琴浦町あらゆる差別をなくする審議会規則(平成16年琴浦町規則第86号)は、廃止する。

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日)

(法律第百四十七号)

第百五十回臨時国会

第二次森内閣

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律をここに公布する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養<sup>かん</sup>を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## ◆ 「琴浦町人権施策基本方針」改訂までの過程

年月日	会議等
令和5年7年28日	第1回 町人権尊重の社会づくり審議会 ・基本方針改訂の趣旨について ・第1章「基本的な考え方」及び「町人権施策基本方針体系図」(案)について
令和5年9年5日	第2回 町人権尊重の社会づくり審議会 ・第2章「人権施策の推進方針」及び「相談支援体制体系図」(案)について
令和5年9年25日	第3回 町人権尊重の社会づくり審議会 ・第3章「分野別施策の推進」(案)について
令和5年10年3日	第4回 町人権尊重の社会づくり審議会 ・第4章「具体的な取り組み [実施計画]」(案)について
令和5年11年1日	質問
令和5年11年1日	第5回 町人権尊重の社会づくり審議会 ・町人権施策基本方針改訂（全体案）について
令和5年 11月7日 ～11月27日	町人権施策基本方針改訂(案)に関するパブリックコメントの募集 (町ホームページ、本庁舎、分庁舎、教育委員会事務局、各文化センターに改訂（案）及び意見募集用紙を配置。)
令和5年11月30日	第6回 町人権尊重の社会づくり審議会 ・パブリックコメントで出された意見・質問を踏まえた改訂修正（案）について
令和5年12月13日	答申
令和5年12月15日	琴浦町議会報告